

第 2 部

税務行政の現況

第1章 申告、調査及び指導の状況

第1節 各税共通

1 資料情報事務

資料情報は、申告額の適否の検討、無申告者の把握及び税務調査と税務指導の展開に直接役立つほか、納税者に適正な申告を促す機能を持っており、税務の運営にとって必要不可欠である。社会の国際化・高度情報化の進展に伴い、不正取引、不正経理等不正の手口も巧妙化しているところであり、このような環境の下で資料情報の果たす役割は極めて高い。

(1) 法定資料の提出状況等

法定資料は、所得税法で44種類、相続税法で4種類、租税特別措置法で7種類、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（以下「国外送金等調書提出法」という。）で2種類、合計57種類の資料について提出が義務付けられている（平成26年6月30日現在）。

これら法定資料については、提出義務者の把握に努めるとともに、提出義務者に対して提出義務の周知や資料の作成方法等の指導を積極的に行った。

また、法定資料のうち、平成26年1月から施行された国外財産調書制度については、その円滑な導入に向けて、ポスター・パンフレット等による周知・広報を行った。

なお、平成25事務年度の法定資料の提出状況は、所得税法による法定資料24,633万枚、相続税法による法定資料115万枚、租税特別措置法による法定資料6,695万枚、国外送金等調書提出法による

法定資料632万枚であり、合計32,075万枚（対前事務年度比109.2%）であった。

また、法定監査を行った結果、「不動産等の譲受けの対価の支払調書」において非違が多く把握されている。

(2) 法定外資料の収集状況

法定外資料の収集は、各税事務の重点施策、地域の特性、経済情勢の変化等を踏まえ、局署の実情に即した調査及び指導等に有効なものを中心に重点的に行うこととし、平成25事務年度における法定外資料の収集枚数は、13,355万枚（対前事務年度比144.3%）となっている。

(3) 資料情報の入力及び分類・送交付

資料情報の入力及び分類・送交付事務については、全国13か所の資料センターにおいて、集中的に処理を行い、効率的な実施に努めた。平成25事務年度は、これらの資料センターにおいて3,245万枚（対前事務年度比66.9%）の資料情報を処理した。

(4) 資料情報事務の機械化

資料情報の名寄せをシステムで行い、資料情報の的確な管理及び多角的な活用を図っている。平成25事務年度においても、資料情報のe-Tax及び光ディスク等の電子データによる提出・収集を更に推進するなど、システムを活用した資料情報事務の円滑な運用に努めた。

表 1

平成25事務年度の主な法定資料の監査実績

資料の種類	監査件数 (A)	非違のあった 件数 (B)	非違割合 (B) / (A)
	件	件	%
不動産の使用料等の支払調書	4,734	1,454	30.7
不動産等の譲受けの対価の支払調書	4,601	3,536	76.9
不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書	2,389	669	28.0
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	6,168	2,073	33.6
給与所得の源泉徴収票	6,318	1,770	28.0

2 電子商取引への取組

近年、インターネットを利用した取引は著しく拡大し、国境を越えた電子商取引が法人のみならず、個人レベルでも日常的に行われるなど、電子商取引の形態はますます多様化している。また、電子マネーや電子決済の利用も急速に増加している。

このような電子商取引への対応として、「電子商取引専門調査チーム」(Professional Team for E-Commerce Taxation、通称「プロテクト (PROTECT)」)を、平成12年2月以降、全国の国税局・沖縄国税事務所に配置し、電子商取引事業者などに関する情報を専門的に収集し、収集した情報に基づいて税務調査を行うなど、電子商取引に対する課税の適正化に取り組んでいる。

第2節 申告所得税

1 概要

1月から12月までの1年の間に一定額以上の所得を得ている個人は、給与所得の年末調整等によって納税が完結している場合を除き、確定申告書を提出して所得税を納税する義務がある。

課税の対象となる所得は、非課税とされる所得を除く全ての所得であるが、それぞ

れ発生する態様によって、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得の各種の所得に区分される。

これらの所得は、損益通算や損失の繰越控除、各種の所得控除の計算手続を経て課税所得金額となり、平成25年分は、原則として5%から40%までの超過累進税率が適用される。

このようにして算出された税額から各種税額控除及び源泉徴収税額を差し引いて、申告納税額が計算される。

2 確定申告の状況

(1) 確定申告の状況

平成25年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出人員は、申告納税額のある者622万人、還付申告をした者1,240万人、その他の者281万人の計2,143万人であり、前年分に比べ9万人(0.4%)減少している。

(2) 納税人員等

平成25年分所得税及び復興特別所得税の確定申告をした納税人員(申告納税額のある者)は、622万人であり、前年分に比べ、13万人(2.1%)増加している。さらに、所得者別に前年分と比較すると、営業等所得者は2.2%増加、農業所得者は8.9%減少、その他所得者は2.6%増加し

ている。

また、還付申告をした者は1,240万人であり、前年分に比べ17万人（1.4%）減少している。

なお、譲渡所得に係る有所得人員（所得金額のある者）は、95万人（対前年比195.2%）であり、このうち、平成15年分から申告分離課税に一本化された株式等の譲渡者は、66万人（対前年比289.1%）である。

（注）所得者の区分は、まず全体を「事業所得者」及び「その他所得者」に区分し、事業所得者については、更に区分して、「営業等所得者」及び「農業所得者」とする場合がある。

なお、所得者の区分に当たっては、その有する所得のうち最も大きい所得の種類により区分している。

(3) 所得金額

平成25年分所得税及び復興特別所得税の確定申告をした納税人員の所得金額は、38兆4,838億円（納税者1人当たり619万円）であり、前年分に比べ、3兆8,534億円（11.1%）増加している。さらに、所得者別に前年分と比較すると、営業等所得者は3.0%増加し、農業所得者は10.6%減少し、その他所得者は13.2%増加している。

また、所得金額のうち、譲渡所得金額は8兆2,530億円（対前年比183.9%）であり、1人当たりの譲渡所得金額は865万円（対前年比94.2%）である。このうち、株式等の譲渡に係る譲渡所得金額は4兆8,357億円（対前年比338.0%）であり、1人当たりの譲渡所得金額は、732万円（対前年比116.9%）である。

(4) 申告納税額

平成25年分所得税及び復興特別所得税の確定申告による申告納税額は、2兆7,093億円（納税人員1人当たり44万円）であり、前年分に比べ、3,074億円（12.8%）増加している。さらに、所得者別に前年分と比較すると、営業等所得者は4.5%増加、農業所得者は13.6%減少、その他所得者は15.5%増加している。

なお、申告所得税の納税額全体に占める割合は、それぞれ、営業等所得者19.4%、農業所得者1.1%、その他所得者79.5%となっている。

3 調査及び指導等の状況

(1) 調査等の体制

調査は、申告所得税、消費税及び源泉所得税の三税同時調査を基本に、限られた事務量で最も効率的な事務運営を行うため、納税者の階層別の分布状況や業種・業態等を加味しつつ、高額・悪質な不正が想定されるなど調査の必要性の高い者を対象に実施した。

また、経済社会の国際化、高度情報化、広域化に的確に対応するため、全所得者を通じて社会的に注目される事案（業種）、新たな事業展開を図っている事案、ボーダレス化、高度情報化に伴う事案に積極的に取り組むとともに、資料情報の収集、調査事例の集積及び調査手法の開発に努めた。

添付書類が未提出の者や、比較的容易に非違事項の是正等ができる者に対して行う簡易な接触については、来署を求め実施するなど、効率的な運営に努めた。

(2) 調査等の状況

イ 事業所得者・その他所得者

平成25事務年度の実地調査等については、高額・悪質重点の運営を推進するとともに、申告所得税、消費税及び源泉所得税の三税同時調査の実効性を高めるため、調査対象の的確な選定、効果的かつ効率的な調査等の実施に留意した。

調査等の結果は、次のとおりである。

(イ) 調査等件数

調査等の件数は、89万8,777件である。そのうち実地調査を行ったものは6万1,635件であり、簡易な接触を行ったものは、83万7,142件である。

(ロ) 調査等事績

調査等を行ったもののうち、申告漏れ等の何らかの非違があった件数は、59万486件である。このうち実地調査によるものが、5万744件であり簡易な接触によるものが、53万9,742件である。

申告漏れ所得金額（調査等全年分）は8,216億円であり、このうち実地調査によるものが、4,137億円、簡易な接触によるものが、4,078億円である。

追徴税額（加算税を含む。以下同じ。）は1,020億円であり、このうち実地調査によるものが696億円、簡易な接触によるものが324億円である。

これを調査等件数で除した1件当たりの申告漏れ所得金額は、91万円（実地調査によるもの671万円、簡易な接触によるもの49万円）、1件当たりの追徴税額は、11万円（実地調査によるもの113万円、簡易な接触によるもの4万円）である。

るもの4万円）である。

（注）消費税については、第1章第9節を参照。

表2 個人課税部門（所得税・消費税担当）の調査等の状況

項目		区分		調査等合計		
		実地調査	簡易な接触			
調査等件数	件	61,635	837,142	898,777		
申告漏れ等の非違件	件	50,744	539,742	590,486		
申告漏れ所得金額	億円	4,137	4,078	8,216		
追徴税額	本税	億円	592	318	910	
	加算税	億円	104	6	110	
	計	億円	696	324	1,020	
1件当たり	申告漏れ所得金額	万円	671	49	91	
	追徴税額	本税	万円	96	4	10
		加算税	万円	17	0.1	1
		計	万円	113	4	11

(注) 1 平成25年7月から平成26年6月までの実績である。
2 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

ロ 譲渡所得者

所得税のうち譲渡所得者の調査等件数は27,918件（前年31,323件）である。このうち申告漏れ所得のあった件数は19,220件（前年21,739件）であり、申告漏れ所得金額は1,357億円（前年1,443億円）である。

また、調査対象者1件当たりの申告漏れ所得金額は486万円（前年461万円）である。

(3) 申告相談及び指導の状況

イ 確定申告期

申告納税制度が円滑に機能するように、平成10年分から全国的に納税者自身に申告書を作成していただく「自書申告」の推進に取り組んできた。平成25年分の確定申告においては、適切な申告相談体制の構築を図り、自宅等からのICTを利用した申告の推進を図るとともに、内部事務を円滑かつ効果的に処理することに努めた。また、各種施策の実施に当たっては、納税者利便の確保も考慮しながら、事務の効率化を図り、確定申告事務全体が円滑かつ効率的に進むよう配慮した。

(イ) ICTを利用した申告の推進を図るための施策として、①自宅で申告書を作成する納税者に対しては、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」によるe-Taxを、②相談来署される納税者に対しては、税務署に設置したパソコンによるe-Taxを、③税理士に対しては、関与先納税者の申告の代理送信によるe-Taxを、利用していただくよう取り組んだ。

(ロ) 「申告相談が平日だけの対応では困る、閉庁日にも対応してほしい」という納税者からの声を受けて、平成15年分の確定申告期から、確定申告期間中の日曜日に2回、確定申告の相談などを実施している。

平成25年分の確定申告期においては、平成26年2月23日と3月2日に、一部の税務署を対象として税務署内や署外の合同会場などにおいて申告相談を行った。また、「確定申告書等作成コーナー」の操作に関する質問

について、確定申告期間中の日曜日に、ヘルプデスクでの相談を行った。

(ハ) 駅や街の中心部など便利な場所にとなたでも利用することのできる広域センターを設置し納税者利便の向上に努めた。

(ニ) 年金受給者や医療費控除の適用を受ける者などからの相談については、地方公共団体や税理士会等の協力を得て申告相談の円滑な実施に努めた。

(ホ) 譲渡所得の納税者は、税法になじみの薄い者が多いことから、税理士会、証券業界等の協力を得て、各種広報、説明会等を通じて適正申告の確保に努めた。

ロ 青色申告者の育成及び指導の充実

申告納税制度の定着のためには、記帳に基づき自主的に申告できる納税者の増大が前提となるので、前年度に引き続き関係民間団体等の協力を得ながら次のように青色申告の勧奨と青色申告者の指導に努めた。

(イ) 青色申告の勧奨は、関係民間団体等の協力を得て、あらゆる機会を通じて行った。

この結果、青色申告者総数は、584万人となり、前年に比べて約14万人(2.4%)増加している。

青色申告の普及割合(申告納税額のある事業所得者)をみると、57%となっている。

(ロ) 青色申告者に対する指導は、主として関係民間団体等の協力を得ながら開催する各種の説明会や個別の記帳指導を通じて積極的に行い、青色申告特別控除制度の説明を行うなど質の向上に努めた。

なお、関係民間団体等が実施した個別の記帳指導人員は、約48万人である。

ハ 白色申告者に対する記帳指導等

白色申告者に対しても関係民間団体等の協力を得ながら、各種広報・説明会等を通じて、記帳制度の周知のほか、記帳方法、決算方法の指導に努めた。

また、平成23年度の税制改正により、平成26年1月以降、記帳・帳簿等の保存制度の対象者が全ての個人事業者等に拡大されたことから、地方公共団体や関係民間団体等との連携・協調を図りつつ、改正内容の幅広い広報・周知や指導に努めた。

4 寄附財産に係る譲渡所得の非課税承認事務

(1) 承認の趣旨

公益法人等に対して、譲渡所得の基因となる財産の寄附があった場合には、時価により譲渡があったものとして譲渡所得が課税されることになっているが、その財産の寄附が公益の増進に著しく寄与することなど一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたものについては、その譲渡所得は非課税とされる。

(2) 非課税承認申請の処理状況

平成25事務年度における非課税承認申請の処理状況は、次のとおりである。

表3 寄附財産に係る譲渡所得の非課税承認申請の処理状況

区 分	件 数
	件
学校法人	41
財団法人	19
社会福祉法人	81
医療法人	6
宗教法人	38
その他の法人	82
合 計	267

第3節 源泉所得税

1 概要

(1) 源泉徴収制度においては、源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税を徴収して国に納付する義務のある者を「源泉徴収義務者」といい、源泉徴収の対象とされている所得の支払者は、それが会社や協同組合、学校、官公庁であっても、また、個人や人格のない社団・財団であっても、全て源泉徴収義務者となる。

なお、源泉徴収の対象とされている所得は、おおむね次のとおりである。

支 払 を 受 け る 者	源泉徴収の対象とされている所得
居 住 者	利子所得、配当所得、給与所得、退職所得、公的年金等、報酬・料金等、定期積金の給付補填金等、特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等
内 国 法 人	利子所得、配当所得、定期積金の給付補填金等、特定の報酬・料金等
非 居 住 者 外 国 法 人	国内源泉所得（特定のものに限る。）

(2) 源泉徴収義務者は、所定の税率により所得税及び復興特別所得税を源泉徴収した上、原則として、その源泉徴収の対象

となる所得を支払った日の翌月 10 日までに「納付書（所得税徴収高計算書）」を添えて納付することとなっている。

なお、給与の支払を受ける者が常時10人未満である源泉徴収義務者については、所轄税務署長の承認を受けることにより、源泉徴収をした所得税を7月10日と翌年1月20日にまとめて納付することができるいわゆる「納期の特例」の制度が設けられている。

2 課税の状況

平成25事務年度の源泉所得税の課税状況等について前事務年度と比較してみると、源泉徴収義務者数は減少しており、徴収税額は増加している。

(1) 源泉徴収義務者数

イ 平成25事務年度末（平成26年6月30日）現在における給与所得の源泉徴収義務者数は、354万2,779件であり、前事務年度に比べて、0.5%減少している。

これを組織区分別にみると、本店法人は0.1%、支店法人は0.2%、公益法

人等は0.1%それぞれ増加しており、官公庁は1.5%、個人は1.9%それぞれ減少している。

ロ 給与所得以外の所得の源泉徴収義務者数をみると、前事務年度に比べて、配当所得は1.9%増加しており、利子所得等は0.8%、報酬・料金等は0.3%それぞれ減少している。

(2) 源泉所得税の徴収税額

平成25事務年度における源泉所得税の徴収税額は14兆8,343億円（本税額14兆8,243億円、加算税額100億円）であり、前事務年度（13兆3,634億円）に比べて、14,709億円（11.0%）増加している。

本税額の内容を所得種類別に比べてみると、給与所得は4,199億円（4.6%）、配当所得は4,836億円（22.6%）、報酬・料金等所得は79億円（0.7%）、特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等は4,711億円（1048.9%）、非居住者等所得は804億円（29.9%）、利子所得等は240億円（5.5%）それぞれ増加しており、退職所得は161億円（6.7%）減少している。

表 4 給与所得の組織区分別源泉徴収義務者の内訳

区分	本店法人	支店法人	官公庁	公益法人等	個人	計
件数	2,301,543	27,920	11,500	116,746	1,085,070	3,542,779

3 調査及び指導の状況

(1) 調査及び指導の体制

源泉徴収の対象となる所得は、利子、配当、給与、退職手当、報酬・料金など広範囲にわたっているばかりでなく、かつ、その内容も多様化していることから、一部には適正に源泉徴収義務を履行していない源泉徴収義務者もみられるところ

である。

このため、源泉所得税事務の運営に当たっては、源泉徴収義務者とのあらゆる接触の機会を捉えて、この制度に関する指導を行い、これにより優良な源泉徴収義務者の育成に努め、また、適正に源泉徴収義務を履行していない者に対しては、法人税等の調査の際に、併せて源泉所得

税の調査を実施する同時調査を基本として調査を実施する体制をとっている。

以上の基本的体制の下で、平成25事務年度においては、次の点に重点を置いた施策を実施した。

イ 納付指導

納付指導については、前事務年度に引き続き未納税額の多寡等に応じて重点的かつ効率的に実施することとした。

特に、多額の未納税額を有する納付遅延者に対しては反復継続して納付指導を行うとともに、前年以前分の未納税額がある納付遅延者に対しては、未納が長期間滞留することのないよう、その早期処理を図った。

ロ 源泉実地調査

法人税等の納税義務がないため同時調査の対象とならない法人等に対して、源泉所得税の観点から調査を実施する源泉実地調査は、源泉国際課税など真に源泉所得税固有の問題を解明する必要があると認められる者を調査対象者として厳選し、深度ある調査の実施に努めた。

(2) 調査の状況

イ 調査件数

平成25事務年度に調査を行った件数は、11万7千件である。

ロ 調査の事績

調査を行った11万7千件のうち、課税漏れ等の非違があったものは3万2千件で、調査による追徴税額は254億円となっている。

表5 源泉所得税の調査状況

区 分	調 査	対 前 事 務 年 度 比
	千件	%
調査件数	117	86.0
非違件数	32	95.8
	億円	
追徴税額	254	89.0

第4節 法人税

1 概要

法人税の納税義務者は、株式会社、協同組合のように、法人格を有する者（公共法人を除く。）及び人格のない社団等であり、法人税はこれらの納税義務者の所得に対して課税される。

納税義務者及び課税所得の範囲は、次のとおりである。

	(納税義務者)	(課税所得の範囲)
内 国 法 人	普通法人	全ての所得 (清算所得を除く。)
	協同組合等	全ての所得 (清算所得を除く。)
	公益法人等	収益事業に係る所得
	人格のない社団等	収益事業に係る所得
外 国 法 人		国内に源泉がある所得

(注) 1 法人税法では、人格のない社団等を法人とみなしている。

2 企業グループが連結納税の承認を受けた場合には、その親法人を納税義務者として、連結所得に対して法人税が課税される。

3 これらの法人は、原則としてその法人が採用している事業年度を課税計算の基礎とし、各事業年度の終了後2か月以内に、確定した決算に基

づくその事業年度の所得の金額、税額等を記載した確定申告書を所轄税務署長に提出し、納税することになっている。

4 平成22年10月1日前に解散した法人については、清算所得に対して法人税が課税される。

2 申告の状況

(1) 法人数

表6 法人数の内訳

区分	普通法人	協同組合等	公益法人等	人格のない社団等	外国法人	計
	件	件	件	件	件	件
法人数	2,893,509	44,206	49,992	13,736	5,568	3,007,011

(注) 1 平成26年6月30日現在の法人数である。

2 清算中の法人は除く。

(2) 申告件数等

平成25年4月から平成26年3月末までに事業年度が終了し、平成26年7月末までに法人から提出された確定申告書の件数は277万939件で、その申告割合は89.9%である。また、そのうち黒字申告（有所得申告）をしたものの割合は29.1%で、前年度の27.4%に比べて1.7ポイント増加している。

(注) 平成25年度に提出された連結確定申告書の提出件数は1,425件である。

(3) 申告所得金額

平成25年度に黒字申告をした法人の所得金額は53兆2,780億円で、前年度の45兆1,874億円に比べて8兆906億円(17.9%)増加している。

これを黒字申告1件当たりの所得金額で見ると、6,619万円で、前年度(5,966万円)に比べて10.9%増加している。

また、赤字申告をした法人の欠損金額

平成25事務年度末現在の法人数は、300万7,011件であり、10年前(平成15事務年度末)の292万290件と比べて86,721件増加しており、前事務年度(298万5,176件)に比べて、0.73%増加している。

なお、平成25事務年度末の青色申告法人数は264万9,737件で、全法人数の88.1%を占めている。

は12兆7,744億円で、前年度の16兆8,226億円に比べて4兆482億円(24.1%)減少している。

これを赤字申告1件当たりの欠損金額で見ると、650万円で、前年度(840万円)に比べて22.6%減少している。

(4) 申告税額

平成25年度における申告税額は、10兆9,403億円で、前年度10兆105億円に比べて9,298億円(9.3%)増加している。

3 調査及び指導の状況

(1) 調査及び指導の体制

法人税及び消費税の調査並びに指導に関する事務については、原則として、資本金1億円以上の大法人と外国法人を国税局の調査部が所管し、それ以外の中小法人については税務署が所管している。

表7 法人税の申告状況

区分	年度等	税務署所管法人	調査部所管法人	合計

所管法人数	24	千件 2,955	千件 30	千件 2,985
	25	2,977	30	3,007
申告割合	24	% 89.7	% 95.4	% 89.7
	25	89.8	95.7	89.9
黒字申告割合	24	% 27.2	% 58.2	% 27.4
	25	28.8	64.7	29.1
申告所得金額	24	億円 142,140	億円 309,734	億円 451,874
	25	156,486	376,293	532,780
黒字申告1件 当たり所得金額	24	千円 19,107	千円 2,294,330	千円 59,660
	25	19,805	2,534,987	66,185
赤字申告1件 当たり欠損金額	24	千円 4,506	千円 806,801	千円 8,396
	25	4,222	556,616	6,498

調査に当たっては、大口・悪質な不正計算が想定される法人など調査必要度の高い法人を重点的に調査し、適正・公平な課税の実現に努めるとともに調査効果の波及と持続に配慮して、調査と指導の一体的運営に努め、全体の申告水準の向上を図っている。

連結グループに対する調査についても、単体法人への調査と同様に調査必要度の高いグループから実施し、調査に当たっては、親法人所轄部署と子法人所轄部署間の緊密な連絡、協調のもと、一体的な調査に努めている。

また、消費税については、平成3年7月以降、広報、相談、指導を基本とした施策に調査を加えた執行方針に移行し、法人税との同時調査を行うことで、納税者の利便と調査事務の効率的な運営を図りつつ、適正・公平な課税の実現に努めている。

イ 大法人

大法人は、全法人の1%にすぎないが、申告所得金額は全法人の2/3を占めているなど、その社会的、経済的

な影響力は極めて大きく、全納税者の納税道義に多大な影響を及ぼすものである。

また、税務を取り巻く環境が変化する中であって、とりわけ大法人においては、経済取引の複雑化・国際化の中で、組織形態・事業形態が大きく変動しているところである。

このため、国税局の調査部では、経済・社会情勢の変動下における企業動向を注視しつつ、所管法人の業況等の把握や有効な資料情報の収集・活用に努め、調査必要度に応じた調査事案的確な選定を行うとともに、調査展開に応じた的確な事案の進行管理により、一層効果的・効率的な事務運営の実施に努めることとしている。

このような方針の下、平成25事務年度においては、特に次の点に重点を置いた施策を実施した。

(イ) 連結法人管理・調査の充実

増加する連結法人に的確に対応するため、子法人が複数局に跨る大規模連結グループについて、調査計画を早期化することにより、子法人の調査事務量の確保や事前の情報収集による調査企画の充実を図るとともに、親法人所轄部署と子法人所轄部署が緊密に調査情報の交換を行うことにより、波及効果の高い調査の実施に努めた。

また、連結法人の更なる増加を見据え、大規模連結グループの一体的な管理・調査の試行を行った。

(ロ) 重点化を通じた深度ある調査の実施

調査必要度が高く、通常の調査日

数・調査方法では問題点の把握・解明が困難な事案について、入念な準備調査により重点調査項目を明確化した上、これに応じた必要十分な調査事務量を投下することにより深度ある調査の実施に努めた。

特に、大口・悪質な不正計算や租税回避スキームの利用が想定される事案については、企画型調査として、事前に情報収集・分析を入念に行った上で事案組成し、適切な調査体制を編成の上、深度ある調査を実施した。

(ハ) 国際課税への適切な取組

複雑な国際課税事案については、審理担当部局を含めた関係部署が協力し、多角的な視点から幅広く課税上の問題点を検討し、適正な課税処理に努めた。

国際的租税回避については、関係各部の連携の下、資料収集を積極的に実施し、その活用を通じて取引実態の解明に努めた。その結果、課税上問題があると認められる場合には、租税条約等に基づく外国税務当局との情報交換の積極的な活用などによる、深度ある調査を実施した。

移転価格事案については、企業の予測可能性を確保するため、運用の明確化や必要な体制整備を行うなど、的確な執行に努めている。

具体的には、移転価格税制に係る法令解釈通達や事務運営指針の整備・公表を通じて適用基準や執行方針の明確化を図っており、平成25事務年度においては、移転価格税制の対象となる第三者介在取引の範囲に

ついて、具体的な取引を通達で例示した。また、税務当局が納税者の申出による独立企業間価格の算定方法等を事前に確認し、納税者がこれに基づく申告を行っている限り移転価格課税を行わないとする事前確認について、効率的な審査に努めた。

(ニ) 調査審理の充実

調査における的確な事実認定とこれに基づく適切な法令の適用を行うために、審理担当部局が調査の早い段階から積極的に関与し、課税上の問題点の早期の把握や論点整理など、調査担当部門に対する支援を行った。

ロ 中小法人

中小法人を所管する税務署の運営に当たっては、法人税・源泉所得税・消費税の同時調査体制の下において、引き続き法人の実態を的確に把握し、その管理を充実させるとともに、調査と指導の適切な運営に努め、全体の申告水準の向上を図ることとしている。

特に調査の実施に当たっては、最近の経済状況等の著しい変化などを踏まえ、業界の概況、企業動向の変化等を把握するように努める一方、申告内容や各種の資料情報を総合検討して、大口・悪質な不正計算が想定される法人など調査必要度が高い法人に重点を置いて深度ある調査を実施するとともに、法人の申告状況、資料情報等に照らし、幅広い観点から調査が必要と認められる者に対しても的確な調査を実施していくこととしている。

このような方針の下で平成25事務年度においては、一層効果的な事務運営に努めるとともに、特に、次のとおり

課税の充実に努めた。

(イ) 稼働無申告法人に対する課税の充実

事業を行っているにもかかわらず申告していない法人（稼働無申告法人）については、マスコミ情報・インターネット情報・民間調査機関情報及び他部課（部門）と連携した資料情報の収集・蓄積を通じて事業実態の把握に努めるとともに、地方税当局との連絡・協調のより一層の推進や各署の実情に応じ専担者等を設置するなどの体制整備を図り、計画的な実態把握・調査を実施した。

(ロ) 法人・個人を通じた課税の充実

同族会社の調査に当たっては、代表者等の個人の申告内容や資産形成等も視野に、代表者やその家族の個人的費用の会社経費への算入、法人所有資産の個人的使用及び勤務実態に見合わない高額な報酬の支給など、不適正な経理の厳正な是正に努めた。

(ハ) 組織力を生かした広域的調査の実施

多店舗を有し、巧妙悪質な不正計算を行っていると思われる法人やグループ内法人との取引を通じて不正計算を行っていると思われる法人等に対処するため、特別調査情報官を中心として、関係各部課（部門）、関係国税局・沖縄国税事務所及び税務署間の緊密な連携の下に、国税組織を挙げての効果的な調査を実施した。

(ニ) 海外取引法人等に対する調査の充実

中小法人の中でも海外取引を行う法人や、海外に支店などを有する法人が増加傾向にあるため、これらの法人の実態を的確に把握するとともに

に、租税条約等に基づく情報交換制度及び海外情報入手手段の積極的な活用などによる調査の充実に努めた。

(ホ) ICT調査の充実等

経済社会の高度情報化は、業務のICT化・ネットワーク化、電子商取引の拡大、帳簿書類の電子データ保存などの形で著しく進展しており、これらに対応するために、情報技術専門官等を中軸に、より高度なICT調査に取り組むほか、業種、業態等に応じた実態研究や調査手法の開発・蓄積を組織的に行うことにより、調査の充実に努めた。

また、電子帳簿保存制度については、その適正かつ円滑な執行に努めた。

(ヘ) 公益法人等に対する調査の充実

公益法人等に対しては、各種資料情報の収集に努め、納税義務等のある法人を的確に把握し、課税上問題があると認められる場合には実地調査を行うなどにより、その課税の適正化に努めた。

(ト) 消費税還付申告法人等に対する調査の充実

消費税の不正還付防止等の観点から、「消費税の還付申告に関する明細書」を活用し、必要な内部チェックを確実にを行い、適正な課税処理に努めるとともに、意図的な無申告、多額の不正還付や消費税額の圧縮など消費税固有の不正計算を行っていると思われる法人に対しては、的確に調査を実施した。

(2) 調査の状況

平成25事務年度中に実地調査をした件

数は9万688件で、そのうち、所得を過少に申告していたため、又は無申告であったため更正・決定等を行った件数は6万5,659件となっている。

また、隠ぺい又は仮装により故意に所得を脱漏していた、いわゆる不正申告件数は1万6,825件で、これは実地調査件数の18.6%に当たっている。

次に、更正・決定等により是正した申告漏れ所得金額は7,515億円で、前事務年度の9,992億円に比べて2,477億円(24.8%)減少している。このうち不正所得金額は2,184億円で、前事務年度の2,758億円に比べて574億円(20.8%)減少している。

表8 法人税の調査状況

区分	事務年度	税務署	調査部	合計
		所管法人	所管法人	
		千件	千件	千件
実施調査件数	24	90	3	93
	25	88	3	91
		億円	億円	億円
申告漏れ所得金額	24	5,362	4,629	9,992
	25	4,300	3,215	7,515
		億円	億円	億円
不正所得金額	24	2,464	295	2,758
	25	1,992	192	2,184

(3) 指導の状況

申告納税制度の下では、適正な申告と納税を自主的に行う法人の育成が極めて重要である。

このような観点から、問題法人を的確に調査対象とし、適切な調査によって誤りを確実に是正する一方で、次のような方法により個別又は集合指導を実施し、納税道義の高揚と税知識の普及を図り、申告水準の維持・向上に努めた。

イ 個々の法人に対する指導

実地調査の結果、申告内容に誤りが

あった法人に対しては、その調査の結果を踏まえ、国税局の調査部又は税務署の幹部が法人の代表者等と個別に面接するなどにより、翌期以降再び同様の誤りを繰り返さないよう的確に指導し、今後の適正な申告の確保に努めた。

また、多数の中小法人を所管している税務署においては、特に指導を専門に担当する調査官を全国の主要税務署に配置し、①新設法人等に対する指導、②業種別、地域別等の集合指導、③法人からの質疑に対する回答、④改正税法等の説明会の開催などを積極的に実施した。

ロ 関係民間団体を通じた指導

税務署においては、法人会等の関係民間団体との協調に努め、これらの団体を通じて、多数の中小法人に対する説明会等の集合指導を積極的に実施した。

4 税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組

大法人の税務コンプライアンスの維持・向上のためには、組織の第一線まで税に関する認識が高まるよう、トップマネジメントの積極的な関与により、税務に関するコーポレートガバナンスを充実させていくことが効果的である。

こうした認識の下、この取組に関する説明会を実施するとともに、大法人の調査の機会を利用して、税務に関するコーポレートガバナンスの状況を確認した上で、調査終了時にトップマネジメントと意見交換を図るなど、その充実に向けた企業の自主的な取組を促進しているところである。

なお、税務に関するコーポレートガバナンスの状況が良好で調査必要度が低いと認

められる法人については、調査省略時に税務リスクの高い取引の自主開示を受け、その適正処理の確認を条件に調査間隔を延長することとしており、調査間隔を延長した法人から提出された税務リスクの高い取引を目標の期間内に確認したところである。

また、移転価格上の税務コンプライアンスの維持・向上について、企業自身に移転価格に関する取組状況の確認を促していくとともに、移転価格上の税務コンプライアンスに係る取組一般について意見交換を実施しているところである。

5 適格退職年金契約に係る届出の受理

平成24年度税制改正において、平成24年4月1日以降も契約が継続する既存の適格退職年金契約のうち、いわゆる閉鎖型で事業主が倒産等により存在しないなどの事情により他の企業年金制度への移行が困難なものについて、適格退職年金契約に係る税制上の優遇措置を継続する措置が講じられた。これらの契約に係る届出の受理を行っている。

第5節 相続税

1 概要

相続税は、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した個人に対して、その取得した財産の価額（相続時精算課税に係る贈与については贈与時の価額）を基に課税される。納税義務者は、被相続人について相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に申告し、納税する。

2 申告の状況

平成24年中に相続開始のあった事案につ

いて申告をした相続人の数は14万8,024人であり、前年（14万6,366人）に比べて1.1%増加している。これを被相続人の数でみると、5万2,572人であり、前年（5万1,559人）に比べて2.0%増加している。

次に、申告による課税価格は、10兆7,827億円であり、前年（10兆7,397億円）に比べて0.4%増加している。これを被相続人1人当たりでみると2億510万円であり、前年（2億830万円）に比べて320万円減少している。

また、納付すべき税額は、1兆2,514億円であり、前年（1兆2,520億円）に比べて0.05%減少している。

これを被相続人1人当たりでみると、2,380万円であり、前年（2,428万円）に比べて48万円の減少となっている。

なお、相続税の課税財産（債務控除前）について種類別にその構成割合をみると、土地45.8%、有価証券12.2%、現金、預貯金等25.6%、その他の財産（生命保険金等、家屋、事業用財産、家庭用財産、美術品等）16.4%である。

3 調査及び指導の状況

(1) 調査の状況

相続税の調査は、高額かつ多額の申告漏れがあると認められるものを中心に、預貯金、有価証券などの金融資産の把握に重点を置いて行った。

平成25事務年度において実地調査を行った件数は1万1,909件（前年1万2,210件）である。

このうち、課税財産について申告漏れがあった件数は9,809件（前年9,959件）であり、これは実地調査を行った件数の82%（前年82%）に当たる。

また、実地調査による申告漏れ額は、

課税価格では3,087億円（前年3,347億円）であり、納付すべき税額では、467億円（前年527億円）である。

(2) 申告の指導状況

相続は偶発的に発生するものであるため、相続税の納税者には、一般に税法等になじみが薄い者が多い。

このためパンフレット等の配布や、地方公共団体、税理士会等関係民間団体の協力及び国税庁ホームページを通じた広報活動を行い、相続税法等の周知に努めるとともに、相続税の課税が見込まれる者に対して、申告書の用紙及び説明書「相続税の申告のしかた」を送付するなどして、申告の仕方、相続財産の評価方法等について適切な指導を行い、適正な申告と納税がなされるよう配慮した。

4 財産評価事務

財産評価事務は、相続税及び贈与税の課税における土地等の評価額の基準となる土地評価基準（路線価及び評価倍率）を定める事務が主要なものとなっている。

路線価図及び評価倍率表については、毎年作成してインターネットで公開しており、国税庁ホームページで閲覧できる。

また、全国の国税局・沖縄国税事務所及び税務署でも、パソコンにより閲覧できる。

（参考）

宅地の評価は、市街地的形態を形成する地域については路線価方式により、その他の地域については倍率方式により行う。

路線価及び評価倍率は、毎年1月1日を評価時点として、地価公示価格、売買実例価額、不動産鑑定士等による鑑定評価額、精通者意見価格等を基として算定した価格の80%により評価している。

第6節 贈与税

1 概要

贈与税は、個人からの贈与により財産を取得した個人に対し、その取得した財産の価額を基に課税される。

贈与税の課税方法には、「暦年課税」と「相続時精算課税」があり、一定の要件に該当する場合に「相続時精算課税」を選択することができる。

納税義務者は、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に申告し、納税する。

2 申告の状況

平成25年中に贈与を受けた者で贈与税の申告書を提出した者は49万1千人であり、前年（43万7千人）に比べて12.6%増加している。納付すべき税額は1,718億円であり、前年（1,311億円）に比べて31.1%増加している。このうち、相続時精算課税に係る贈与税の申告書を提出した者は、5万2千人であり、前年（4万6千人）に比べて13.6%増加している。納付すべき税額は205億円であり、前年（162億円）に比べて26.6%増加している。

3 調査及び指導の状況

(1) 調査の状況

贈与税の調査は、無申告事案を中心に、多額の申告漏れがあると認められるものについて実施した。

平成25事務年度において実地調査を行った件数は3,786件（前年4,599件）である。

このうち、課税財産について申告漏れがあった件数は3,424件（前年4,152件）である。

また、実地調査による申告漏れ額は、課税価格では216億円（前年223億円）で

あり、納付すべき税額では、63億円（前年53億円）である。

(2) 申告の指導状況

贈与税の納税者は、一般に税法等になじみの薄い者が多い。

このため、パンフレット等の配布や、地方公共団体、税理士会等関係民間団体の協力及び国税庁ホームページを通じた広報活動を行い、納税者による自主的かつ適正な申告がなされるよう贈与税の周知に努めるとともに、申告の仕方、贈与財産の評価方法等について適切な指導を行い、適正な申告と納税が行われるよう配意した。

第7節 地価税

地価税は、土地に対する適正・公平な税負担を確保しつつ、土地の保有コストを引き上げ、土地の資産としての有利性を縮減する観点から、土地の資産価値に応じて負担を求める国税として平成3年5月に創設（地価税法の公布は平成3年5月2日）され、平成4年1月1日から施行（地価税法第38条については、公布の日から施行）された。

地価税は、個人又は法人がその年の1月1日午前零時（課税時期）において、基礎控除額を超える土地等を保有する場合に課税される。地価税の納税義務のある者は、その年の10月1日から10月31日までの間に申告し、同日までに税額の2分の1相当額を、翌年3月31日までに残額を納付しなければならない。

なお、平成10年以後の各年の課税時期に係る地価税については、当分の間、課税されないこととなり、申告書の提出も必要ないこととなっている。

第8節 酒税

1 概要

酒税は、製造場から移出される酒類又は保税地域から引き取られる酒類に対し課税される。

酒類とは、アルコール分1度以上の飲料をいい、酒税法は、この酒類を製法、性状などにより、発泡性酒類、醸造酒類、蒸留酒類及び混成酒類の4種類に分類しており、さらに原料、製造方法などにより、17品目に区分している。

酒税の課税標準は、酒類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取る酒類の数量であり（従量税）、税率は酒類の分類及びアルコール分などに応じて異なる。

酒税の納税義務者は、酒類製造者又は酒類を保税地域から引き取る者である。

酒類製造者は、原則として、毎月その製造場から移出した酒類について翌月末日までにその所在地の所轄税務署長に申告書を提出するとともに、当該移出した日の属する月の末日から2か月以内に納税しなければならない。

また、酒類を保税地域から引き取る者は、原則として、輸入酒類を保税地域から引き取る時まで所轄税関長に申告書を提出し、同時に納税しなければならない。

なお、酒税の保全を図る観点から、酒類の製造又は販売業を行おうとする者は、その製造場又は販売場ごとに、それぞれの所在地の所轄税務署長から免許を受けなければならない。

2 課税の状況

平成25年度の課税数量は、903万9,565キ

ロリットル（うち輸入品に係る課税分67万779キロリットル）であり、前年度に比べて2.0%増加している。酒類ごとにみると、前年度に比べて課税数量が増加した酒類は、清酒58万7,461キロリットル（0.8%増）、連続式蒸留しょうちゅう43万9,393キロリットル（微増）、単式蒸留しょうちゅう51万1,976キロリットル（1.1%増）、みりん10万5,659キロリットル（1.5%増）、ビール284万1,702キロリットル（1.4%増）、果実酒36万4,260キロリットル（5.8%増）、甘味果実酒8,854キロリットル（12.0%増）、ウイスキー10万9,575キロリットル（8.8%増）、ブランデー6,366キロリットル（0.6%）、スピリッツ37万4,641キロリットル（12.4%増）、リキュール226万7,690キロリットル（6.1%増）である。前年度に比べて課税数量が減少した酒類は、合成清酒3万7,792キロリットル（3.4%減）、発泡酒76万1,486キロリットル（3.1%減）、その他の醸造酒62万889キロリットルで（7.3%減）である。また、平成25年度の課税額は、1兆3,708億円（うち輸入品に係る課税分810億円）であり、前年度に比べて1.6%増加している。

3 調査及び指導の状況

(1) 調査及び指導の体制

酒税の調査及び指導事務は、記帳義務、申告義務などの酒税法令に規定する秩序の維持を図り、適正・公平な課税の実現を図ることを目標として、効果的・効率的な実施に努めている。

その実施体制は、国税局長・沖縄国税事務所長が指定する大規模な酒類製造場等は国税局・沖縄国税事務所が、それ以外の酒類製造場等は、広域運営体制の下、各税務署の酒類指導官が担当している。

(2) 調査の状況

酒税調査は、調査必要度が高い酒類製造場等に対し、効果的・効率的に実施した。平成25事務年度においては、調査対象場数3,720場のうち1,250場に対して一般調査又は申告調査を行い、その結果、442場に2億7百万円の更正・決定等を行った。

(3) 指導の状況

酒類製造者に対しては、直接又は関係団体を通じ、適正な納税申告と酒税法令に定める諸事項を確実に遵守するよう指導を行った。また、酒類販売業者に対しては、集合方式による記帳指導を行った。

4 関税割当に関する事務

(1) 麦芽

ビール等用及びウイスキー用の主原料には、国産大麦及び輸入大麦から製造される麦芽並びに輸入麦芽が使用されている。

輸入麦芽については、関税割当制度が採られており、農林水産省が割当官庁となっているが、農林水産大臣が関税割当証明書を発給するに当たっては、国税庁長官が各企業に内示した数量を限度とすることとされている。

平成25年度の割当数量は、ビール等用490千トン、ウイスキー用41千トンである。

(2) とうもろこし

ウイスキー等用の原料には、とうもろこしが使用されている。

輸入原料のとうもろこしについては、関税割当制度が採られており、農林水産省が割当官庁となっているが、割当数量の決定及び各企業別の内示については、麦芽と同様の方法で国税庁が行うこととされている。

なお、平成25年度の割当数量は47千ト

ンである。

5 酒類の公正な取引環境の整備に関する事務

酒類業の健全な発達のためには公正な取引環境の整備が重要であることから、平成18年8月に制定・公表した「酒類に関する公正な取引のための指針」（以下「指針」という。）を酒類業者へ周知・啓発し、公正な取引環境の整備に向けた酒類業者の自主的な取組を推進するとともに、酒類の取引状況等実態調査（以下「取引実態調査」という。）を実施し、指針に則していない取引が認められた場合には、合理的な価格設定や公正な取引条件の設定等が行われるよう改善指導を行うほか、法令違反などが思慮される場合は公正取引委員会と連携を図るなど、公正な取引環境の整備が図られるよう適切に対応した。

また、酒類業者に公正な取引の確保に向けた自主的な取組を促す観点から、平成26年2月に、平成24事務年度の取引実態調査において把握された指針に示された公正なルールに則していない取引の主な例を公表した。

6 免許に関する事務

酒類の製造及び販売業の免許事務については、累次の規制緩和策を着実に実施しているほか、制度の目的に沿って適正に運用し、免許付与手続の透明性・統一性の向上に努めている。

(1) 酒類製造免許

酒類製造免許は、製造しようとする酒類の品目別に取得する必要があるため、人的要件や需給調整要件等の審査を経て免許を付与している。

平成25年度は196場に対して酒類製造免許を付与しており、平成26年3月末現在付与している酒類製造免許場数は13,230

場である。

また「構造改革特別区域法」及び「総合特別区域法」の規定により酒税法の特例措置の適用を受けて、特区内において特定農業者がその他の醸造酒（いわゆる「どぶろく」）や果実酒を製造するために製造免許を受けようとする場合は最低製造数量基準が適用されないため、小規模なその他の醸造酒や果実酒の製造が可能となっている。

平成25事務年度においてはこのその他の醸造酒の製造免許を8場に、果実酒の製造免許を1場に対し付与した。この結果、平成26年3月末現在特定農業者に付与しているその他の醸造酒の製造免許場数は177場、果実酒の製造免許場数は4場となっている。

このほか「構造改革特別区域法」及び「総合特別区域法」では、地域の特産品を原料として製造する果実酒やリキュールについても最低製造数量基準を引き下げる酒税法の特例措置が設けられている。

平成25事務年度においては、この果実酒の製造免許を1場、リキュールの製造免許を8場それぞれ付与した。この結果、平成26年3月末現在地域の特産品を原料として製造する果実酒の製造免許場数は7場、リキュールの製造免許場数は25場となっている。

(2) 酒類販売業免許

酒類販売業免許は、酒類卸売業免許と酒類小売業免許に区分され、人的要件等の審査を経て免許を付与している。

平成25年度は、10,219場に対して酒類販売業免許を付与しており、このうち酒類卸売業免許は271場、酒類小売業免許は9,948場である。また、平成26年3月末現

在付与している酒類販売業免許場数は192,596場であり、このうち酒類卸売業免許は11,490場、酒類小売業免許は181,106場である。

なお、酒類販売免許については、その免許要件について累次の規制緩和を行っており、直近では酒類卸売業免許について、経営基礎要件における基準数量の引下げ又は廃止、新たな免許区分の設定、全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許の免許可能件数に係る計算方法の変更等を行うとともに、酒類販売媒介業免許について、経営基礎要件における基準数量を廃止している。

7 酒類の表示等に関する事務

消費者保護、未成年者の飲酒防止及び酒税の課税の適正を期するため、国税庁ホームページに「酒類の容器の表示のQ&A」を掲載するほか、酒類業者に対して、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」に規定する酒類の表示義務、「清酒の製法品質表示基準」、「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」、「地理的表示に関する表示基準」、「酒類における有機等の表示基準」等を遵守するよう調査・指導等に努めた。

また、平成23年7月から全面施行された「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」に基づく記帳義務や清酒等に係る原料米の産地情報伝達義務が適正に履行されるよう調査・指導等に努めた。

8 清酒製造業及び単式蒸留しょうちゅう製造業の安定に関する事務

「清酒製造業等の安定に関する特別措置法」に基づく、日本酒造組合中央会の清酒製造業に係る信用保証事業及び近代化事業並びに単式蒸留しょうちゅう製造業に係る

近代化事業の平成26事業年度（平成26年4月～平成27年3月）の事業計画、収支予算及び資金計画について、平成26年3月25日に認可した。

9 酒類業者の経営改善等に関する事務

酒類業の経営改善等に対しては、業界動向を客観的に把握・分析して、その結果を国税庁ホームページを活用して情報提供するとともに、経営指導の専門家等を講師とした研修会を開催し、中小酒類業者における経営革新等の取組事例の紹介や中小企業に対する各種施策の説明を行い、経営改善等に向けた自主的な取組を支援した。

10 酒類に係る資源の有効な利用の確保等に関する事務

酒類容器のリサイクルや酒類の製造において発生する食品廃棄物の発生抑制等について、酒類業界の取組が促進されるとともに、関係法令が適切に遵守されるよう、引き続き周知・啓発に努めた。

また、国税庁ホームページの活用により、酒類業界をはじめ広く国民に対して、リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）への意識の高揚を図ることに努めた。

11 社会的要請への対応に関する事務

未成年者の飲酒防止等の社会的要請に因應するため、酒類小売業者に対して、酒類販売管理者の選任義務及び酒類の陳列場所における表示義務を遵守し、酒類販売管理者に酒類販売管理研修を受講させるよう周知・啓発を行うとともに、選任義務や表示義務を遵守しない者については、必要に応じて酒類販売場に対する臨場調査を実施し改善指導を行うなど、その徹底を図った。

12 輸出環境の整備に関する事務

日本産酒類の輸出環境整備のため、酒類

の専門的知識等の普及・啓発に努めるほか、国際的なイベント等に職員を派遣して日本産酒類の魅力を海外に発信するなどの取組を行った。

また、貿易障壁となっている各国の規制等について、関係府省と連携しながら国際交渉等の場を利用しつつ、その見直しに向けた働きかけを行っている。

さらに、輸出環境整備の取組を効果的に行っていくために、関係府省等との意見交換を行うとともに、各国税局・沖縄国税事務所においても、関係府省の出先機関、地方自治体、JETROなどの関係機関等と連絡会議を開催するなど、より一層の連携強化を図っている。

13 酒類業の健全な発達に向けた技術的事項に関する事務

酒類の生産から消費まで全ての段階における酒類の安全性の確保と品質水準の向上を図ることを目的として、全国市販酒類調査、酒類の製造工程の改善等に関する技術指導・相談、酒類の安全性に係る成分の実態把握等、技術的事項に関する事務を実施している。

平成25事務年度においては、酒類の品質、安全性及び適正表示の確保のため、全国市販酒類調査において理化学分析、品質評価等を行い、その調査結果を国税庁ホームページに公表したほか、同調査の結果等を踏まえ、酒類製造者を対象とした製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術指導・相談を実施した（指導相談件数2,303件）。

また、国際会議等において取り上げられている酒類の安全性に係る成分についての実態把握・関連情報の提供や酒類等の放射性物質に係る調査（平成23年6月の分析開始以来の累積分析点数9,022点）を行った。

14 酒類の分析及び鑑定に関する事務

酒税の適正かつ公平な賦課の実現に必要な分析及び鑑定を行い（分析点数401点）、その性状等を明らかにしたほか、酒類製造免許関連として、期限付製造免許者の製造した酒類の分析等を行った（品質審査点数501点）。

また、全国市販酒類調査においては、上述の品質等の確保及び課税に関する問題等の把握のため各種分析等を行う（分析点数3,058点）とともに、技術指導・相談の実施において必要な酒造用原料及び中間製品等に対する分析を行った（分析点数397点）。

15 独立行政法人酒類総合研究所との連携

独立行政法人酒類総合研究所は、財務省所管の独立行政法人として平成13年4月に発足し、国税庁と連携しつつ、酒税に関する任務のうち酒類に関する高度な分析及び鑑定、分析手法の開発や酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を行っている。

また、国税庁と研究所は双方の効率的及び効果的な運営に資するため定期的に技術情報の交換の場を設けている。

第9節 消費税

1 概要

消費税は、所得・消費・資産にバランスのとれた税制の実現を目指した税制改革の一環として昭和63年12月に創設され、平成元年4月から適用された。

その後、平成3年5月には、議員立法により非課税範囲の拡大、簡易課税制度の見直し等所要の改正が行われ、同年10月より施行された。

また、平成6年秋の税制改革及び平成8年度税制改正により、消費税率は3%から

4%（新たに創設された地方消費税と合わせた税率は5%）となるとともに、簡易課税制度、限界控除制度等の中小事業者に対する特例制度の見直しが図られ、平成9年4月1日から適用された。

平成15年度税制改正では、中小事業者に対する特例措置（事業者免税点制度及び簡易課税制度）等について抜本的な改革が行われたほか、総額表示義務規定が創設された。

さらには、平成24年の社会保障と税の一体改革により消費税法が改正され、平成26年4月1日から消費税率は4%から6.3%（地方消費税率と合わせた税率は8%）に引き上げられた。

消費税の課税対象は、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供並びに保税地域から引き取られる外国貨物である。

消費税の納税義務者は、事業者及び外国貨物の引取者であり、事業者は課税期間（個人事業者は暦年、法人は事業年度）の末日の翌日から2月以内に（個人事業者については翌年の3月31日までに）申告・納付し、外国貨物の引取者は引取りの時（特例申告を行う場合は、引取りの日の属する月の翌月末日）までに消費税を申告・納付する。

なお、原則として、基準期間の課税売上高が1,000万円以下である事業者については納税義務が免除される。

2 申告・届出の状況

(1) 届出状況

平成26年度末までに、下表のとおり314万9千件（前年度約317万3千件）の課税事業者届出書及び約8万5千件（前年度約8万1千件）の課税事業者選択届出書

並びに約1万3千件（前年度約1万3千件）の新設法人に該当する旨の届出書が提出された。

表9 消費税の課税事業者（選択）届出書等の提出件数

（平成26年3月末日現在）

区 分	課 税 事 業 者 届 出 書	課 税 事 業 者 選 択 届 出 書	新 設 法 人 届 出 書
個 人	千件 1,194	千件 21	千件 -
法 人	1,954	65	13
計	3,149	85	13

（注）四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある（以下、表12まで同じ）。

(2) 課税状況

課税期間が平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に終了したものの課税状況をみると、下表のように課税件数は、個人事業者115万7千件（前年度117万3千件）、法人194万7千件（前年度195万件）であった。

表10 消費税の課税件数

（平成26年10月末日現在）

区 分	納 税 分	還 付 分	合 計
個 人	外 1,124 千件 1,124	外32 千件 33	外 1,157 千件 1,157
法 人	外 1,834 1,834	外 113 113	外 1,947 1,947
計	外 2,958 2,958	外 145 145	外 3,104 3,104

（注）1 国・地方公共団体等については平成26年9月30日までの申告分が含まれる。
2 外書は地方消費税分である。

また、課税額（納税分）は、個人事業者3,728億円（前年度3,738億円）、法人9兆98億円（前年度8兆9,398億円）、合計9兆3,826億円（前年度9兆3,135億円）であった。

表11 消費税の課税額

(平成26年10月末日現在)

区分	納税分	還付分
個人	外 931 億円 3,728	外 43 億円 171
法人	外 22,522 90,098	外 5,093 20,373
計	外 23,453 93,826	外 5,136 20,544

(注) 1 国・地方公共団体等については平成26年9月30日までの申告分が含まれる。
2 外書は地方消費税分である。

3 調査の状況

消費税については、所得税・法人税との同時調査を行っており、平成25事務年度の個人事業者に対する調査等件数は7万6千件であり、法人に対する調査件数は8万7千件である。

このうち何らかの非違があったものは、個人事業者が5万2千件で、その追徴税額は加算税を含め209億円であり、法人が4万9千件で、その追徴税額は加算税を含め378億円である。

表12 消費税の調査等状況

区 分	個 人	法 人	計
調 査 等 件 数	件 75,658	件 86,705	件 162,363
申告漏れ等の非違件数	52,487	49,037	101,524
追 徴 税 額 (含・加算税)	億円 209	億円 378	億円 587

(注) 追徴税額については、地方消費税を含む。

第10節 その他の諸税

1 揮発油税及び地方揮発油税

(1) 概要

揮発油税及び地方揮発油税（以下この1において「揮発油税等」という。）の課税物件は、揮発油である。

国産の揮発油の納税義務者は、その製造者であり、製造場から移出した月の翌

月末日までに申告し、納税する。

輸入に係る揮発油の納税義務者は、その引取者であり、保税地域から引き取る時まで申告し、納税する。

(注) 道路特定財源の一般財源化に伴い、平成21年4月1日から、地方道路税の名称が地方揮発油税に改正された。

(2) 課税の状況

揮発油税等の課税対象である揮発油の関係場数は、平成25年度末現在で5,771場（前年度末現在5,712場）である。この中には、揮発油を未納税で移入したことによって法律上の製造場となった蔵置場275場及び石油化学工場283場が含まれている。

平成25年度の揮発油税等の課税標準数量は5,315万キロリットル（前年度5,402万キロリットル）、課税額は2兆8,546億9,869万円（前年度2兆9,014億3,400万円）であり、課税額のうち334億663万円（前年度394億5,400万円）は保税地域からの引取りに係るものである。

(3) 調査の状況

揮発油税等の調査対象場所には、揮発油の製造場のほか、特定石油化学製品の製造場、貯蔵場所及び使用場所並びに特定用途免税揮発油の使用場所等がある。

これらの場数は、平成25事務年度で5,086場（前事務年度5,006場）である。

平成25事務年度においては、281場（前事務年度327場）に対して調査を実施した。

調査の結果、14場（前事務年度18場）について更正又は決定（調査を実施した結果修正申告書又は期限後申告書の提出があったものを含む。以下この節において「更正・決定等」という。）を行っているが、その増差税額は6,100万円（前事務

年度2,000万円)である。

(4) 揮発油類の分析

混和密造による揮発油税等の脱税事案の取締りに関し、国税局の鑑定官室において製油所等の揮発油の性状を資料収集するとともに、市販ガソリンを買い上げて分析し混和密造揮発油の解明を行っている。平成25事務年度に分析した揮発油類は、延べ4,285点である。

2 印紙税

(1) 概要

印紙税の課税物件は、各種の契約書、手形、株券、金銭の受取書等の文書である。

納税義務者は、文書の作成者であり、納付は、原則として課税文書に収入印紙を貼り付け、消印をする方法によるが、このほか、現金で納付する方法もある。

(注) 平成26年4月1日以降に作成される「金銭又は有価証券の受取書」については、非課税の範囲が、受取金額5万円未満に拡大された。

(2) 課税の状況

印紙税は、原則として、課税文書に収入印紙を貼り付け、消印をする方法により納付することとされており、税務署に対する申告、納付を要しない全く自主的な納付形態を採っている。

印紙税の納付形態としては、このほかに税務署に所定の手続をして現金で納付するいくつかの方法、例えば、税務署に課税文書を提示して税印を押してもらう方法や一定の書式表示をして申告納税する方法があるが、平成25年度のこの現金納付分の課税額は1,891億512万円(前年度1,896億4,200万円)であり、課税人員は16万6,469人(前年度16万4,620人)で

ある。

(3) 調査及び指導の状況

印紙税は、自主的な納付の形態を採っており、収入印紙の貼り付け又は消印をしなかった場合に、税の追徴に併せて行政的に制裁するという観点から、貼り付けをしなかった場合は不足税額の3倍相当額(印紙税を納付していないことについて自主的な申出があった場合は、不足税額の1.1倍)が、消印をしなかった場合は税相当額の過怠税が徴収されることになっている。

平成25事務年度においては、3,398場(前事務年度3,332場)に対して調査等を行い、その結果、3,023場(前事務年度2,887場)において収入印紙の貼り付け不足等が発見され、その不足税額は34億2,700万円(前事務年度30億2,700万円)であった。

また、そのうち現金納付の方法を採っている納税者についてみると、調査対象場数は、平成25事務年度において、19,261場(前事務年度18,935場)であるがこのうち724場(前事務年度752場)に対して調査を行い、その結果、101場(前事務年度122場)につき、7,700万円(前事務年度4,900万円)の更正・決定等を行った。

印紙税は、納税義務者が極めて広範にわたることから、PR文書の配付、説明会の開催など諸種の方法による指導に重点を置くとともに、日常の電話等による極めて多数の照会に対して、的確な回答ができるよう体制を整えている。

3 たばこ税及びたばこ特別税

(1) 概要

たばこ税及びたばこ特別税(以下この

3において「たばこ税等」という。)の課税物件は、喫煙用の製造たばこ、かみ用の製造たばこ及びかぎ用の製造たばこである。

国産の製造たばこの納税義務者は、その製造者であり、製造場から移出した月の翌月末日までに申告し、納税する。

輸入に係る製造たばこの納税義務者は、その引取者であり、保税地域から引き取るときまでに申告し、納税する。

(注) たばこ特別税は一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)の規定に基づき、平成10年12月1日から課税されている。

(2) 課税の状況

平成25年度末の製造場数は300場(前年度末300場)である。この中には、製造たばこを未納税で移入したことによって法律上の製造場となった蔵置場235場が含まれている。

平成25年度のたばこ税等の課税標準数量は本数換算で1,983億6,790万本(前年度1,971億3,715万本)、課税額は1兆1,866億1,960万円(前年度1兆1,812億5,800万円)であり、課税額のうち4,938億7,719万円(前年度4,910億3,400万円)は保税地域からの引取りに係るものである。

(3) 調査の状況

たばこ税等の調査場所には、製造たばこの製造場のほか、法定製造場、手持品課税製造たばこ(税率の引上げ時に、流通過程にある差額課税対象製造たばこ)の貯蔵場所があり、これらの場数は、平成25事務年度で177場(前事務年度174

場)であるが、このうち、114場(前事務年度18場)に対して調査を行った。

4 石油ガス税

(1) 概要

石油ガス税の課税物件は、自動車用の石油ガス容器に充てんされている石油ガスである。

納税義務者は、自動車用の石油ガス容器に石油ガスを充てんする者(石油ガスタンク)であり、充てん場から移出した月の翌月末日までに申告し、翌々月末日までに納税する。

(2) 課税の状況

平成25年度末の充てん場数は2,762場(前年度末2,746場)であり、平成25年度の課税標準数量は118万トン(前年度123万トン)、課税額は206億円(前年度215億円)である。

(3) 調査の状況

平成25事務年度における調査対象場数は2,865場(前事務年度2,836場)であるが、このうち、299場(前事務年度318場)に対して調査を行い、その結果、72場(前事務年度53場)につき2,100万円(前事務年度1,200万円)の更正・決定等を行った。

5 航空機燃料税

(1) 概要

航空機燃料税の課税物件は、航空機燃料である。

納税義務者は、航空機の所有者等であり航空機燃料を航空機に積み込みをした月の翌月末日までに申告し、納税する。

(2) 課税の状況

納税地は、原則として、航空機燃料を航空機へ積み込む場所とされているが、国税庁長官の承認を受けたときは、その

承認を受けた場所（多くは納税義務者の住所地を承認場所としている。）とすることができる。

平成25年度末現在、この承認を受けた納税地数は578場（前年度末586場）、その他の納税地数は1,367場（前年度末1,325場）である。

平成25年度の航空機燃料税の課税標準数量は494万キロリットル（前年度470万キロリットル）で、課税額は776億5,999万円（前年度741億4,900万円）である。

（注）平成9年7月から沖縄航空路線に係る軽減税率が適用され、平成11年4月から特定離島路線に係る軽減税率が適用されている。

(3) 調査の状況

平成25事務年度における調査対象場数は1,679場（前事務年度1,775場）であるが、このうち、70場（前事務年度74場）に対して調査を行い、その結果、22場（前事務年度27場）につき、3億8,300万円（前事務年度400万円）の更正・決定等を行った。

6 自動車重量税

(1) 概要

自動車重量税の課税物件は、自動車検査証の交付を受け、又は車両番号の指定を受ける自動車である。

納税義務者は、自動車検査証の交付を受ける者及び車両番号の指定を受ける者であり、納付は、原則として所定の用紙に自動車重量税印紙を貼り付けて、運輸支局等又は軽自動車検査協会に提出することにより行う。

(2) 課税の状況

平成25年度における自動車重量税の課税額は、6,819億9,605万円（前年度7,013

億9,200万円）である。

7 電源開発促進税

(1) 概要

電源開発促進税の課税物件は、一般電気事業者の販売電気である。

納税義務者は、一般電気事業者であり、毎月分を翌月末日までに申告し、納税する。

(2) 課税の状況

平成25年度末の納税義務者数は10社であり、平成25年度の課税標準たる販売電気の電力量は8,734億6,726万キロワット時（前年度8,799億6,018万キロワット時）、課税額は3,275億5,022万円（前年度3,299億8,500万円）である。

8 石油石炭税

(1) 概要

石油石炭税の課税物件は、原油、石油製品及びガス状炭化水素並びに石炭である（石油製品については輸入に係るものに限る。）。)

国産の原油、ガス状炭化水素及び石炭の納税義務者は、その採取者であり、採取場から移出した月の翌月末日までに申告し、納税する。

輸入に係る原油、石油製品及びガス状炭化水素並びに石炭の納税義務者は、これらの引取者であり、保税地域から引き取るときまで（国税庁長官の承認を受けた者は、引き取った月の翌月末日までに申告し、納税する。

（注）平成15年10月から新たに石炭を課税対象としたことに伴い、従来の石油税が改称された。

(2) 課税の状況

国産の原油、ガス状炭化水素及び石炭に係る納税地は、原則として、これらの

採取場であるが、国税庁長官の承認を受けた場合は、その承認を受けた場所である。

平成25年度末現在この承認を受けた納税地数は16場（前年度末16場）、その他の納税地数は162場（前年度末161場）である。

平成25年度の石油石炭税の課税標準数量は原油が1億7,514万キロリットル、石油製品が1,520万キロリットル、ガス状炭化水素が1億922万トン、石炭が1億2,205万トン、課税額は合計6,727億9,663万円（前年度6,241億5,100万円）であり、課税額のうち6,653億4,147万円（前年度6,169億5,800万円）は保税地域からの引取りに係るものである。

(3) 調査の状況

平成25事務年度における調査対象場数は391場（前事務年度469場）であるが、このうち、7場（前事務年度16場）に対して調査を行い、その結果、2場（前事務年度4場）につき、400万円（前事務年度8,300万円）の更正・決定等を行った。

第2章 犯則の取締り

第1節 直接税

1 査察制度

我が国では、納税者が自ら正しい申告を行って税金を納付する申告納税制度を採っており、この制度を円滑に運営していくため税務調査を行っている。一般の税務調査において、納税者の申告に誤りがあれば、申告額を更正することとしているが、その調査は原則として納税者の同意を得て行う、いわゆる任意調査によっている。

しかし、不正の手段を使って故意に税を免れた者には、正当な税を課すほかに、反社会的な行為に対する責任を迫るため、懲役や罰金を科すことが税法に定められている。このような場合には、任意調査だけではその実態が把握できないので、強制的権限をもって犯罪捜査に準ずる方法で調査し、その結果に基づいて検察官に告発し公訴提起を求める査察制度がある。

査察制度の執行のため、具体的な手続を定めた国税犯則取締法があり、その執行には各国税局・沖縄国税事務所配置された国税査察官が当たっている。

2 国税査察官の職務

国税査察官は、各国税局・沖縄国税事務所配置されており、所得税、法人税等の悪質な脱税の摘発という重要な犯則取締事務に従事している。

国税査察官は、税務職員ではあるが、一般の税務職員が国税通則法に規定されている質問検査権に基づく調査を行うのに対し、国税犯則取締法に基づく特別の調査権限が与えられている。すなわち、国税査察官は、脱税の疑いがある納税者について、本人及

び取引先等の参考人に質問し、それらの者が所持する帳簿・書類、物件等を検査し、任意に提出された物件を領置することができる。また、裁判官が発付する許可状により住居、工場、事務所等を臨検、捜索し、帳簿・書類や各種の物件を差し押さえる、いわゆる強制調査を行う権限が与えられている。

査察調査の手順としては、脱税の疑いのある者を発見すると、まず、脱税の規模や手口などをより具体的に確認するための内偵調査を行う。内偵調査の後、多額の脱税が見込まれ、手口も悪質と認められるなど、社会的非難に値する嫌疑者について、その脱税の嫌疑事実を裁判官に説明し、許可状の交付を受ける。その許可状に基づいて強制調査に着手するが、着手に当たって各国税局・沖縄国税事務所に配置されている国税査察官は統率のとれた行動をとる。さらに、各国税局・沖縄国税事務所間で臨機に応援する体制も確立されている。強制調査の着手によって差し押さえられた帳簿・書類などは、その後の綿密な調査も加わって真実の所得の計算とその存在を立証するための証拠となる。

3 関係省庁との連絡

査察事件の適正な処理を図るため、法律上の問題点及び事件の具体的処理について、国税庁においては法務省及び最高検察庁と、各国税局・沖縄国税事務所においては関係高等検察庁及び地方検察庁と常に緊密な連絡を取っている。

(1) 合同中央協議会

平成25年9月には、国税庁及び法務省主催の下に各国税局・沖縄国税事務所の幹部及び国税査察官並びに全国の各検察庁の財政経済担当検察官が参加して合同

中央協議会が開催され、具体的事件を素材として協議、研修を行った。

(2) 合同地方協議会

平成25年10月には、東京国税局及び東京高等検察庁主催の下に札幌、仙台、関東信越、東京、金沢及び名古屋の各国税局の国税査察官並びに東京高等検察庁、同庁管下各地方検察庁の財政経済担当検察官が参加して、また、同年12月に、大阪国税局及び大阪高等検察庁主催の下に大阪、広島、高松、福岡及び熊本の各国税局、沖縄国税事務所の国税査察官並びに大阪高等検察庁、同庁管下各地方検察庁の財政経済担当検察官が参加して、それぞれ合同地方協議会が開催され、具体的事件に即して協議、研修を行った。

4 査察事務の状況

平成25年度における査察事務の運営に当たっては、有効な資料情報の収集に向けた体制の整備や適切な調査体制の構築を図るなど、各国税局・沖縄国税事務所の実情に応じた効果的・効率的な事務運営に努めるとともに、消費税事案、相続税事案、源泉所得税事案のほか、脱税請負人関与事案など社会的に波及効果の高い事案の積極的な立件・処理に重点的に取り組んだ。

また、経済取引等のICT化に的確に対応するため、査察部の専門部署による調査支援及びデジタルフォレンジック用機材を活用するとともに、関係機関と連携して電子機器等の電磁的記録の証拠保全及び解析に取り組んだ。

平成25年度の査察の概要についてみると、査察着手件数は185件、処理件数は185件でこのうち118件を告発しており、処理件数に対する告発件数の割合は63.8%である。

告発分の総脱税額（加算税額を含む。）は

117億円であり、告発1件当たりの脱税額は9,900万円となっている。

なお、脱税額が5億円以上のものは2件である。

告発事件について税目別の件数・脱税額をみると、所得税に係る事件は18件で20億2,700万円、法人税に係る事件は64件で53億5,400万円、相続税に係る事件は6件で19億2,300万円、消費税に係る事件は16件で9億1,100万円、源泉所得税に係る事件は14件で15億1,600万円となっている。

また、告発の多かった業種は、クラブ・バー（12者）、不動産業（9者）となっている。

5 脱税の手段・方法等

(1) 脱税の手段・方法としては、売上除外や架空原価・経費を計上したものが多く見受けられた。そのほか、

- 相続税事案では、相続財産の一部が相続人名義で預金されていたことを奇貨として当該預金を相続財産から除外していたもの
- 消費税事案では、顧客から受領した飲食代金に係る消費税について申告書を一切提出せず不正に納付を免れていたもの、課税売上となる建物の売却収入を非課税売上となる土地の売却収入に仮装していたもの
- 源泉所得税事案では、従業員に対する給料を支払手数料に仮装する方法で源泉所得税を徴収せずこれを納付していなかったもの、従業員等から源泉所得税を徴収していたにもかかわらず、これを一切納付せず海外のカジノ等のギャンブルで費消していたもの
- 国際事案では、海外の取引先と通謀して仕入代金を水増しして送金し、水

増し分をバックさせていたもの

- 複数の納税者に脱税を持ち掛け成功報酬を得ていた、いわゆる脱税請負人関与事案では、実態のない法人に対して架空の経費を計上して所得を少なくする方法を指南していたもの
 - 脱税の手段・方法をデジタルフォレンジック用機材を活用して解明した事案では、パソコンのハードディスクから消去された会計データを復元し証拠化を行い、真実の取引金額を把握したものがあつた。
- (2) 脱税によって得た不正資金については、
- 現金
 - 海外の預金
 - 金地金、金貨
 - 別荘
- などで留保されていた事例や、
- 高級外車を購入
 - FX取引等への投資
 - 海外のカジノで遊興し費消していた事例があつた。
- (3) 脱税によって得た不正資金等の隠匿場所は様々であつたが、
- 台所の床下貯蔵庫に置かれた段ボール内の金庫
 - 寝室のベッドのマットレスの下に保管された紙袋
- に現金を隠していた事例があつた。

第2節 間接税

1 犯則取締制度

間接税においても、そのほとんどについて申告納税制度を採用しているが、申告の内容は必ずしも全てが適正なものとはいえ

ない状況にある。

このため、個別指導や団体指導、一般的PRに力を注ぐ一方、課税の公平を実現するため悪質な脱税に対しては犯則取締り等を通じて非違脱漏の発見に努め、厳正に是正措置を採っている。

間接税の分野では、課税対象が特定の物件や行為に限定され、しかも一般に経済的な転嫁が予定されており、そのほ脱による経済効果がその都度直ちに実現するため、非違脱漏への誘惑が強い。また、間接税のほ脱を行った悪質な企業が当該商品の価格を引き下げて安売りをを行う結果、正常な市場を混乱に陥れ、正しい納税をしている企業の経営を不当に圧迫することにもなる。

このような実情に即して犯則取締りも特に市場に与える影響の大きい大口・悪質な脱税者に重点を置いて効果的に実施している。

間接税の犯則取締りは、国税犯則取締法に定める手続により行われ、国税通則法に定める調査権限とは明確に区分されている。

2 通告処分制度

犯則事件の調査手続は、直接税と間接税との間にそれほど差異はないが、犯則事件の処分については両者の間に著しい差異がある。すなわち、直接税に関する犯則事件にあつては、収税官吏が調査によって犯則があると思料するときは、全て告発の手続を採ることとなっているが、間接税に関する犯則事件にあつては収税官吏から報告又は通報を受けた犯則事件について、国税局長・沖縄国税事務所長又は税務署長が調査により犯則の心証を得た場合は、情状懲役の刑に処すべきものと認められるなど直ちに告発すべきものを除き、通告処分を行うこととされている。

通告処分とは、国税局長・沖縄国税事務所長又は税務署長が罰金に相当する金額等を納付すべきことを犯則者に通告する処分をいい、これを履行するかどうかは犯則者の任意である。そして、通告を受けた犯則者がその内容である罰金相当額等財産上の負担を任意に履行したときは、当該犯則事件について訴えを提起することができないという手続である。

なお、この通告を履行しないときは、通告不履行による告発の手続を採ることとなっている。

(注) 消費税については、賦課課税方式が適用される輸入取引に係るものに限り、通告処分制度を採用している。

3 関係省庁との連絡

犯則事件の適正な処理を図るため、法令上の問題点及び事案の具体的処理について、国税庁においては、法務省及び最高検察庁と国税局・沖縄国税事務所及び税務署においては、関係高等検察庁及び地方検察庁と常に緊密な連絡を取っている。

4 犯則取締りの状況

犯則取締事務の運営に当たっては、基本的には、真に社会的非難に値する大口・悪質な脱税の摘発に重点を置くとともに、課税部門との連携を強化し、課税の公平と申告水準の向上に寄与することを目的として効率的な事務運営の推進に努めることとしている。

平成25年度における間接税の犯則事件の検挙件数は73件であり、これを税目別にみると酒税が71件、揮発油税及び地方揮発油税が1件及びたばこ税が1件となっている。

第3章 債権管理事務及び徴収事務

第1節 債権管理事務

1 概要

債権管理事務の主な内容は、納税申告書の提出等により定まった税金の納付状況を個別に管理する徴収決定・収納事務と、納め過ぎとなった税金を納税者に返還する還付金事務である。

徴収決定・収納事務は、納税者からの納税申告書の提出や税務署長が申告税額の更正等をしたことなどにより納付することとなった税金の額を「徴収決定済額」という区分により、また、これらの税金の納付された額を「収納済額」という区分により、納税者ごとに記録して管理するとともに、未納の納税者に対して督促状により納付を促すことを主な内容とする事務である。

税金は、原則として金銭により日本銀行やその代理店となっている金融機関（銀行、郵便局等）又は所轄税務署に納めることになっているが、相続税・贈与税については、納期限までに納付できない場合の延納があり、相続税については、延納によっても金銭納付が困難で、一定の要件を満たす場合には、物納がある。また、税金の種類によっては、印紙による納付が認められる。納められた税金は、直ちに国の歳入となるのではなく、いったん国税収納金整理資金に受け入れられ、その中から還付金等を支払った残額が歳入として一般会計等に組み入れられることになっている。

また、国税の納付手段については、上記のほか、振替納税（昭和42年6月導入）、コンビニ納付（平成20年1月導入）、インターネットバンキング等による電子納税（平成

16年6月導入）、ダイレクト納付（平成21年9月導入）といった多様な納付手段を導入し、納税者利便性の向上を図るとともに、収納に関する事務処理の効率化を図っている。

還付金事務は、納税者が税金を納め過ぎた場合、その超過部分の金額（還付金）を納税者に返還するための事務である。その返還に当たっては、納税者の指定により①金融機関（銀行、郵便局等）の預貯金口座へ振り込む方法、②郵便局等の窓口で受け取る方法により支払うこととしている。

徴収決定・収納事務及び還付金事務の平成25年度の運営に当たっては、租税債権・債務の正確な管理及び自主納付態勢の確立を基本として、弾力的な事務運営を行うとともに、常に事務の効率化を目指して、適時、適切な措置を講じ、円滑な事務運営に努めた。

2 事務処理の状況

(1) 徴収決定・収納

平成25年度における徴収決定等の状況は、次のとおりである。

イ 徴収決定の状況

平成25年度における徴収決定済額は、総額52兆156億円で、これを前年度と比較すると3兆1,548億円（6.5%）の増加となっている（前年度は3.2%の増加）。

ロ 収納済額の状況

イの徴収決定済額に対し収納した額は、総額50兆1,801億円で、収納割合は、96.5%（前年度96.0%）となっている。

これを前年度と比較すると3兆2,621億円（7.0%）の増加となっている。

ハ 不納欠損額の状況

イの徴収決定済額に対し、滞納処分

の停止をした後、その停止が3年間継続したこと又はその国税が限定承認に係るものであることなどの理由に基づき、納税義務が消滅したことにより不納欠損額として処理したものは、総額1,373億円である。

これを前年度と比較すると228億円(19.9%)増加している。

ニ 翌年度へ繰り越す収納未済の状況

イの徴収決定済額のうち、平成25年度中に収納済等とならなかったため翌年度に繰り越して徴収することとなったものは、総額1兆6,982億円(うち滞納処分の停止中のものは、1,652億円(9.7%))である。

これを前年度と比較すると1,300億円(7.1%)減少している。

(2) 各種納付手段の利用状況

イ 振替納税

平成25年度における振替納税の利用状況は、申告所得税及び復興特別所得税(第3期分)において59.3%(納税人員589万人のうち利用人員349万人)、個人事業者の消費税及び地方消費税(確定申告分)において77.1%(納税人員106万人のうち利用人員82万人)となっている。

これを前年度の振替納税の利用状況と比較すると、申告所得税及び復興特別所得税では利用人員は横ばいであり、利用率で1.2ポイント下回った。

また、消費税及び地方消費税では利用人員で1万人、利用率で0.1ポイントそれぞれ下回った。

ロ コンビニ納付

平成25年度におけるコンビニ納付の利用件数は、140万件となっており、前

年度と比較すると5万件(3.9%)増加している。

ハ 電子納税(ダイレクト納付を含む)

平成25年度における電子納税の利用件数は、177万件となっており、前年度と比較すると27万件(17.7%)増加している。

(3) 還付金

平成25年度における還付金等の支払決定済額は、総額で6兆2,110億円であり、これを前年度の決算額と比較すると、総額で309億円(0.5%)の増加となった。

(4) 物納及び延納

イ 物納の処理状況

平成25年度中に相続税の物納申請(前年度以前の物納申請に対する許可未済を含む。)があったものは件数で279件、金額で137億円であり、これに対して申請取下げ等を除き、物納の許可をしたものは件数で132件、金額で54億円である。

なお、許可未済で翌年度へ繰り越したものは件数で80件、金額で62億円である。

ロ 延納の処理状況

平成25年度中に相続税及び贈与税の延納申請(前年度以前の延納申請に対する許可未済を含む。)があったものは、件数で2,082件、金額で567億円であり、これに対して、申請取下げ等を除き、延納の許可をしたものは、件数で1,236件、金額で336億円である。

なお、翌年度へ繰り越した処理未済は、件数で456件、金額で135億円である。

(5) 納税貯蓄組合との連絡・協調

納税貯蓄組合は、納税貯蓄組合法に基

づき設立された団体であり、現在では、振替納税制度の利用拡大や消費税の期限内納付に関する運動のほかに、各種の税務広報、研修会の開催、租税教育の推進（とりわけ中学生の「税についての作文」の募集）等納税道義の高揚を図るための幅広い活動を行っている。

このような納税貯蓄組合の活動の維持、充実が図られるよう、連絡・協調に努めた。

特に中学生の「税についての作文」については、平成20年度から全国納税貯蓄組合連合会と国税庁が共催により実施している。

第2節 徴収事務

1 概要

納税義務が成立し、申告、更正・決定等の一定の手続により納付すべき税額の確定した国税が、その納期限までに納付されないときは督促を行い、なお納付されない場合には、滞納整理を行うことになる。

滞納整理の具体的な進め方については、原則として、財産の調査に始まり、財産の差押え、差押財産の換価、換価代金等の配当に終わる一連の強制徴収手続を採ることになるが、財産調査の結果、納税者の事情等により強制徴収手続を採ることが適当でないと認められるときは、①国税の納税を猶予する納税の猶予、②差押財産の換価を猶予する換価の猶予、③滞納処分の執行を停止する滞納処分の停止などの納税緩和措置を講ずることになる。

2 滞納の状況

(1) 滞納の概況

イ 発生等の状況

平成25年度において新規に発生した滞納は、件数133万件、税額5,477億円であり、前年度に比べ、件数では11万件（7.6%）減少し、税額では458億円（7.7%）減少している。

さらに、新規発生滞納額5,477億円を税目別にみると、源泉所得税が472億円（全税目に占める構成割合は8.6%）、申告所得税が1,145億円（同20.9%）、法人税が691億円（同12.6%）、相続税が305億円（同5.6%）、消費税が2,814億円（同51.4%）で、この5税目で全体の99.1%を占めている。

なお、前年度からの繰越滞納に新規発生滞納を加えた要整理滞納は、件数519万件、税額1兆8,178億円であり、前年度に比べて、件数は27万件（5.0%）減少し、税額は1,374億円（7.0%）減少している。

表13 新規発生滞納の税目別内訳

区分	新規発生滞納		構成比		対前年度比	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額
	万件	億円	%	%	%	%
源泉所得税	14	472	10.7	8.6	85.0	83.9
申告所得税	56	1,145	42.0	20.9	95.5	101.1
法人税	7	691	4.9	12.6	85.9	100.7
相続税	2	305	1.1	5.6	87.7	85.5
消費税	52	2,814	38.9	51.4	88.0	88.5
その他	3	49	2.3	0.9	658.3	303.3
計	133	5,477	100.0	100.0	92.4	92.3

(注) 1 地方消費税を除いた計数である。

2 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しない場合がある。

3 構成比及び対前年度比は、百万円単位の計数を基に算出している。

ロ 整理の状況

平成25年度中に整理した滞納（整理済滞納）は、件数159万件、税額6,765億円であり、前年度に比べて、件数は1万件（0.7%）減少し、税額は85億円（1.3%）減少している。

なお、要整理滞納に対する整理済滞納の割合（整理割合）は、件数30.7%、税額37.2%であり、前年度に比べて、件数は1.3ポイント増加し、税額は2.2ポイント増加している。

表14 整理済滞納の税目別内訳

区分	整理済滞納		構成比		対前年度比	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額
	万件	億円	%	%	%	%
源泉所得税	19	729	12.1	10.8	95.6	94.1
申告所得税	67	1,345	41.8	19.9	99.0	99.0
法人税	8	907	4.9	13.4	94.6	112.8
相続税	2	526	1.1	7.8	90.4	103.8
消費税	62	3,210	38.6	47.5	99.0	94.7
その他	2	47	1.5	0.7	419.8	263.5
計	159	6,765	100.0	100.0	99.3	98.7

(注) 1 地方消費税を除いた計数である。
 2 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しない場合がある。
 3 構成比及び対前年度比は、百万円単位の計数を基に算出している。

ハ 滞納整理中のものの状況

平成25年度末における滞納整理中のものは、件数359万件、税額1兆1,414億円であり、前年度に比べて、件数は27万件（6.8%）減少し、税額は1,288億円（10.1%）減少している。

なお、滞納整理中のもの1兆1,414億円を税目別にみると、源泉所得税が2,145億円（全税目に占める構成割合は

18.8%）、申告所得税が3,320億円（同29.1%）、法人税が1,419億円（同12.4%）、相続税が936億円（同8.2%）、消費税が3,564億円（同31.2%）で、この5税目で全体の99.7%を占めている。

表15 滞納整理中のものの税目別内訳

区分	滞納整理中		構成比		対前年度比	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額
	万件	億円	%	%	%	%
源泉所得税	67	2,145	18.7	18.8	93.0	89.3
申告所得税	140	3,320	38.9	29.1	92.9	94.3
法人税	13	1,419	3.5	12.4	91.2	86.8
相続税	2	936	0.6	8.2	88.2	80.9
消費税	136	3,564	37.9	31.2	93.3	90.0
その他	1	29	0.4	0.3	226.0	106.6
計	359	11,414	100.0	100.0	93.2	89.9

(注) 1 地方消費税を除いた計数である。
 2 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しない場合がある。
 3 構成比及び対前年度比は、百万円単位の計数を基に算出している。

(2) 1億円以上の滞納整理中のものの状況

平成25年度末における1億円以上の滞納整理中のものは、人員897人（社）（前年度1,009人（社））、税額2,630億円（前年度2,851億円）であり、滞納整理中のものに占める割合は、人員では全体の0.02%（前年度0.03%）にすぎないが、税額では23.0%（前年度22.4%）を占めている。

なお、1億円以上の滞納整理中のものを業種別にみると、不動産・建設業が人員で26.1%（前年度27.1%）、税額で22.9%（前年度24.2%）を占めている。

表16 1億円以上の滞納整理中のものの業種別内訳

区 分	人員	税額	構 成 比		対前年度比	
			人員	税額	人員	税額
	人(社)	億円	%	%	%	%
製 造 業	30	60	3.3	2.3	78.9	78.9
販 売 業	58	181	6.5	6.9	90.6	98.4
不動産・建設業	234	602	26.1	22.9	85.7	87.4
料 理 飲 食 業	58	99	6.5	3.8	85.3	86.8
金 融 業	22	122	2.5	4.6	95.7	98.4
その他の事業	280	701	31.2	26.7	86.4	84.5
そ の 他	215	865	23.9	32.8	98.2	103.7
計	897	2,630	100.0	100.0	88.9	92.2

(注) 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しない場合がある。

3 滞納整理事務の実施状況

(1) 平成25事務年度の取組

平成25事務年度の徴収事務の運営に当たっては、(2)に掲げる重点課題に適切に対応するとともに、(3)のとおり、効果的・効率的な事務運営を実施した。

なお、滞納整理に当たっては、事実関係を正確に把握した上で、法令等に定められた手続を遵守して、差押え、公売等の滞納処分を行う一方、納税の猶予、換価の猶予等の納税緩和措置を講じるなど、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切な対応に努めた。

(2) 重点課題

滞納整理に当たっては、以下のとおり取り組むとともに、特に、累積・長期化している事案については、早期かつ的確に処理方針を見極めた上で、適時・適切な滞納処分を実施するなどにより、その整理促進を図った。

イ 大口・悪質事案に対する厳正かつ毅然とした対応

大口・悪質事案については、適時の

財産調査を行い、差押え、公売等の滞納処分を厳正・的確に実施するとともに、必要に応じて下記ロにより組織的な対応や法的手段も積極的に活用した。

なお、財産の隠蔽等の滞納処分免脱罪に該当する行為を把握した場合には、確実に告発を行うなど、厳正に対処した。

ロ 処理困難事案に対する質的整理の実施

処理困難事案については、相当の事務量を投下又は高度な徴収技法を活用した質的整理を実施して計画的に整理促進を図り、必要に応じて広域運営、適時のプロジェクトチームの編成など、組織的に対応したほか、原告訴訟の提起や第二次納税義務の賦課などの法的手段を積極的に活用した。

ハ 消費税事案の滞納残高圧縮に向けた確実な処理

消費税滞納については、消費税滞納を含む滞納事案の完結に向けて確実な処理を行い、消費税の滞納残高の圧縮に努めた。

(3) 効果的・効率的な事務運営

イ 滞納整理事務量の確保

事務量配分に当たっては、内部事務の合理化、効率化を図るなどにより、滞納整理事務量の確保に努めた。

ロ 個別的進行管理の充実

個々の滞納事案の処理に当たっては、管理者と担当者の双方からの的確な期日管理を行うとともに、管理者による早期かつ的確な処理方針の見極め、明確な指示及び処理状況の確認等を通じて個別的進行管理の充実を図った。

ハ 徴収システムを活用した事務運営

滞納事案の進行管理や優先的に処理

すべき事案の選定及び事務監査の実施を通じた事務の適正性の確保など、徴収システムを効果的に活用した事務運営の定着に向けた取組を行った。

ニ 少額滞納事案に対する効果的・効率的処理

少額滞納事案については、集中電話催告センター室において集中的に処理することを基本としつつ、署において一定の時期に量的滞納整理を実施するなど、効果的・効率的な滞納整理に努めた。

ホ 審理の充実

滞納整理における処分の適法性・妥当性を確保するため、国税訟務官等を含めた十分な審理態勢の下、的確な事実認定、法令要件の充足性及び処分理由の適正性についての審理を適切に実施するなど、審理の充実を図った。

第4章 国際税務

1 概要

近年、我が国経済の国際化の進展に伴い、納税者が国際取引を通じて脱税や租税回避を図るケースが増加する傾向にある。

また、一方では、企業の海外進出の増加に伴い、これらの進出企業と進出先の税務当局との間で課税上の問題が発生するといったケースも増加してきている。

このような現状を踏まえ、外国税務当局との租税条約等に基づく国際税務協力の推進により、国際的脱税や租税回避の防止に努めるとともに、相互協議等を通じて、国際的な課税問題の解決に向けて積極的な活動を続けている。

2 外国税務当局との相互協議

国際的な二重課税の排除等の観点から、相互協議を通じた国際的な課税問題の円滑な処理を図っている。平成25事務年度の相互協議事案発生件数は197件となっている。

3 国際的な情報交換

国際取引を通じた脱税や租税回避を防止する観点から、外国税務当局との間で租税条約等に基づく情報交換の充実を図っている。

我が国は、平成26年6月末現在61の租税条約等（適用対象国・地域は83か国・地域）を締結している。平成25事務年度には、これらの国々との間で要請に基づき約8百件、自発的に約9千件、自動的に約25万件の情報の交換を行った。

4 国際会議への参加

外国税務当局との税務行政上の執行面での協力や経験の共有などを行うため、各種の国際会議に積極的に参画している。平成25事務年度においては、アジア税務長官会

合（SGATAR；メンバーは、日本、オーストラリア、中国、香港、インドネシア、韓国、マカオ、マレーシア、ニュージーランド、パプアニューギニア、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ、ベトナム、モンゴルの16か国・地域）等に参加した。

5 技術協力

開発途上国の税務職員等を対象として、我が国の税制及び税務行政に関する専門的知識・技術を移転し、税制及び税務行政の改善に資するとともに、我が国の税務行政に対する理解者を育成すること等を目的として、国際協力機構（JICA）の枠組み等の下、技術協力を実施している。

(1) 職員派遣

税務当局のニーズを踏まえて開発途上国で実施される研修に、職員を派遣している。平成25事務年度は、中国、インドネシア、マレーシア、モンゴル、韓国、チュニジア、ベトナムへ派遣した。

また、開発途上国の税務行政に対して継続的なアドバイスを提供することを目的として、JICAの「長期専門家」としても職員を派遣しており、平成25事務年度においては、インドネシア、ベトナムに職員が常駐した。

(2) 国際税務行政セミナー（ISTAX）

開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、日本の税制・税務行政全般についての講義等を行っている。

イ 一般コース

税務当局の中堅職員を対象としたコースであり、平成25事務年度においては16か国から16人が参加した。

ロ 上級コース

税務当局の本庁課長クラス以上の幹部職員を対象にしており、平成25事務

年度においては13か国から13人が参加した。

(3) 国別税務行政研修、カウンターパート研修

特定の開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、各国からの要望に沿った講義等を行っている。平成25事務年度においては、カンボジア、インドネシア、モンゴル、タンザニア、ベトナムの税務職員を対象に行った。

(4) アジア国際課税研修

複数のアジア諸国（中国、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナム）の税務職員を対象とした研修で、「国際課税」に関する講義等を行っている。平成25事務年度においては、6か国から12名が参加した。

(5) 国税庁実務研修

世界銀行等の奨学金制度を利用し、我が国の大学院（修士課程）に留学している開発途上国の税務職員等を対象とした研修であり、各大学院の履修科目の一つとなっている。本研修では、日本の税制・税務行政全般に関する講義等を行っており、平成25事務年度中に行われた研修には、留学生17名が参加した。

第5章 広報

第1節 広報広聴事務

1 概要

広報広聴は、納税者及び小学生から社会人になる手前までの若年層を含めた国民各層（以下この章において「納税者等」という。）との重要なコミュニケーション手段の一つであり、申告納税制度の下、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ための納税環境を整備することを目的として行うものである。

このため、広報広聴事務の実施に当たっては、納税者等の視点に立って、国税庁の取組、申告・納税に関する法令解釈や税務手続等について、分かりやすくて確かな周知・広報を行い、租税の役割、税務行政について、納税者等及び関係省庁からの幅広い協力及び参加の確保に努めたほか、納税者等の意見や要望等を聴取し事務の改善に努めた。

なお、各種広報施策の実施に当たっては、その施策の具体的な目標及び主たる訴求対象を明確にし、コスト意識を持ち、費用対効果を十分に検証した上で、効果的・効率的に実施した。

2 納税道義の高揚に関する事務

(1) 納税道義の高揚に向けた税の啓発活動

納税道義の高揚に向けた税の啓発活動については、租税の役割や適正かつ公平な課税及び徴収の実現に向けた国税庁の取組について、納税者等に理解を深めてもらえるよう、年間を通じて、以下の広報広聴施策を実施した。

イ 国税庁が実施した広報広聴施策

- ・ 国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）による情報提供（国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」の配信等）
- ・ YouTube「国税庁動画チャンネル」やTwitter「@NTA_Japan」の活用

ロ 国税局・沖縄国税事務所及び税務署が実施した広報広聴施策

- ・ 講演会、説明会等
- ・ 地元マスメディアを通じた広報

(2) 税を考える週間

納税道義の高揚に向けた税の啓発活動としての広報広聴施策は、年間を通じて行うほか、短期間に広報を集約することで、職員の広報意識の醸成や関係民間団体等との連携・協調を促進しつつ、広報施策の訴求効果も高めることができることから、「税を考える週間」（以下「週間」という。）を中心に、集中した広報広聴施策を実施した。

なお、平成25年度の週間においては、テーマを「税の役割と税務署の仕事」とし、テーマに即した情報を提供するほか、広く国民から国税庁の広報施策に対する要望等を聴取した。

イ 国税庁が実施した広報広聴施策

- ・ 国税庁ホームページに掲載している国税庁の取組等について情報提供を行うページ（以下「取組紹介ページ」という。）を更新するとともに、スマートフォン版の取組紹介ページを開設
- ・ 取組紹介ページへの誘引を目的としたインターネット広告
- ・ 週間の広報施策等に関する意見・要望等を聴取するためのアンケート

窓口の設置

ロ 国税局・沖縄国税事務所及び税務署が実施した広報広聴施策

- ・ 講演会等の集中的な実施
- ・ 地元マスメディアに対し週間の行事等に関する情報を積極的に提供
- ・ 週間の行事等における地方公共団体や関係民間団体等との連携・協調

(3) 租税教育

次代を担う児童・生徒等に対する租税教育を充実するため、次のような施策を実施した。

イ 租税教育推進協議会の運営等

租税教育の推進のための環境を整備し、租税教育の充実を図るため、国、地方税当局及び教育行政機関等を構成員とする租税教育推進協議会（以下「租推協」という。）を設立し各種事業を行っており、総務省、文部科学省及び国税庁を構成員とする租税教育推進関係省庁等協議会のほか、都道府県単位で47会、市区町村等单位で721会が設立されている（平成26年3月末現在）。

租推協では、租税教育推進施策として、①租税教室の開催、②租税教育用副教材の作成・配付、③高校生の税の作文募集、④学校教育関係者等を対象とした研修会等の開催及び参加者の募集等の事業を行っている。

ロ 児童・生徒に対する租税教室の開催

教育機関との連携により、児童・生徒を対象とした社会科教育の一環として、税務署や関係民間団体等からの講師派遣による租税教室を実施しており、平成25年度は、全国の小・中・高等学校等1万6,805校で実施した。

ハ 租税教育用副教材の作成・配付

学校教育における租税教育を充実するため、都道府県単位の租推協では、小学生及び中学生を対象とした租税教育用副教材を作成し配付した。

また、国税庁ホームページの「税の学習コーナー」において、税の仕組みなどを分かりやすく解説した情報や租税教育用ビデオ、ゲームを掲載している。

ニ 高校生の税の作文募集

学校教育における租税教育の充実を目的として、昭和37年度以来全国の高校生から税に関する作文の募集を行っており、平成25年度は、1,485校から18万1,500編の応募があった。

ホ 学校教育関係者等を対象とした研修会等の開催

国税局及び税務署においては、財政や租税に関する理解を深め、社会科等の授業に役立ててもらうことを目的に、社会科担当教師等を中心に、租税や税務行政等に関する情報を提供する研修会などを地域の実情に即して実施しており、平成25年度は1万8,700人の参加があった。

3 税に関する知識の普及と向上に関する事務

(1) 確定申告期広報

平成25年分の確定申告期においては、国税庁ホームページ内のコンテンツ「確定申告書等作成コーナー」及びe-Taxの利用拡大を図るための広報を実施した。また、所得税及び復興特別所得税、贈与税、個人事業者の消費税及び地方消費税の申告・納税期限の周知と閉庁日対応に関する情報等の提供も併せて行った。

具体的に使用した媒体は、ポスター、テレビCM、新聞広告、インターネット広

告等であり、それらを効果的に組み合わせることで広報展開を図った。

(2) 各種媒体を活用した広報

イ ホームページによる情報提供

国税庁ホームページ（平成10年11月開設）では、身近な税の情報や業務内容、統計資料、報道発表資料のほか、法令解釈通達等の情報を提供している。

また、国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」（平成17年8月開設）を配信し、税務手続に関する情報等を動画で分かりやすく解説するほか、国税庁の取組をドラマ仕立てで紹介する番組も配信している。

国税庁ホームページの運用に当たっては、利用者の視点に立ち、誰もが容易にアクセスできるよう、利便性及び高齢者、障害者等に配慮したホームページ作成に努めた。

なお、平成25年度のアクセス数は、1億6,641万件となっている。

ロ 税の広報資料等の作成、配布

税法、記帳、税額の計算方法など実務上必要な知識を平易な表現で広く国民一般に提供し、自主的に正しい申告と納税を行えるよう、「暮らしの税情報（パンフレット、リーフレット）」を作成し、配布した。

(3) 説明会、講演会等の開催

税務署等において、各種の説明会や講演会を開催して税知識の普及や納税道義の高揚を図った。

4 広聴に関する事務

(1) 窓口等における意見・要望等の集約

納税者利便の向上や事務運営の改善に資するため、広く国民各層から国税当局の窓口やホームページ等に寄せられた意

見・要望等を集約し、関係部署に連絡した。

(2) 国税モニターの運営

国税モニター制度は、国税モニターを通じて国税に関する納税者等の意見・要望等を収集し、事務運営の改善に役立てるなど、納税者利便の向上に資するとともに、国税に関する情報、資料等を提供することにより、税務行政に対する納税者等の理解の向上を図ることを目的としている。平成25年度は、全国81署で392人を国税モニターに委嘱し、税に関する情報を提供するとともに、税務行政に対する意見の提出、アンケートへの回答、国税局及び税務署主催行事への参加等を要請した。

5 報道に関する事務

国税庁においては、租税滞納状況など31件の報道発表を行ったほか、48件の資料提供を実施した。

また、国税局・沖縄国税事務所においても、それぞれ都道府県単位で路線価の公表他、報道発表等を行った。

6 その他

国税庁では、情報公開窓口に関連窓口を併設し、国税庁本庁における行政文書等の閲覧サービスを行っており、閲覧文書目録を備え付けるなど、閲覧を希望する者の利用の便に供している。

第2節 刊行物等

国税庁では、納税者意識の高揚、税務に関する知識の普及や向上を図るために各種のパンフレット、リーフレット等の作成、監修等を行い一般納税者に提供している。

また、毎年実施している会社標本調査や民間給与実態統計調査、申告所得税標本調査な

どの結果を国税庁ホームページ等において公表している。

平成25年度中に発行した各種の刊行物等は、次のとおりである。

〔長官官房総務課〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
第62回事務年報 平成24年度 (A4 174P)	平成26. 1	ホームページに公表	平成24事務年度における国税庁の事務運営の概要を収録し、主に今後における税務行政の改善に資するために作成したもの

〔長官官房企画課〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
国税庁統計年報書 平成23年度版 (A4 384P)	平成25. 6	ホームページに公表	平成23年度における国税庁主管の各税の申告、処理、納税及びこれらに関連する計数を収録したもの
民間給与実態統計調査 平成24年分 (A4 211P)	平成25. 9	ホームページに公表	平成24年分の民間企業の給与等の実態を明らかにしたもの
申告所得税標本調査 平成24年分 (A4 86P)	平成26. 2	ホームページに公表	平成24年分の申告所得税について、所得者区分、種類別、階級別等に申告所得税納税者の実態を明らかにしたもの
会社標本調査 平成24年度分 (A4 159P)	平成26. 3	ホームページに公表	平成24年度において、稼働中の内国普通法人について、資本金階級別、業種別に課税の実態を明らかにしたもの
国税庁レポート2013 (A4 57P)	平成25. 6	4,500部	国税庁の取組について、納税者に分かりやすく説明したもの
National Tax Agency Report 2013 (A4 57P)	平成25. 9	930部	国税庁の取組について、英語で納税者に分かりやすく説明したもの

〔長官官房広報聴官〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
暮らしの税情報リーフレット			
①所得税のしくみ/②記帳や記録保存・青色申告 (A4 2P)	平成25. 7	19万部	所得税の仕組みや記帳制度などについて説明したもの
③消費税のしくみ (A4 2P)	平成25. 7	18万部	消費税の仕組みについて説明したもの
④給与所得者と税/⑤家族と税 (A4 4P)	平成25. 7	24万部	給与所得者の確定申告や配偶者にパート収入がある場合などについて説明したもの
⑥退職金と税/⑦高齢者と税 (年金と税) (A4 2P)	平成25. 7	27万部	退職金の支払を受けた場合や高齢者に対する税制面での特例などについて説明したもの
⑧障害者と税 (A4 2P)	平成25. 7	14万部	障害者に対する税制面での特例などについて説明したもの
⑨医療費を支払ったとき (A4 2P)	平成25. 7	27万部	多額の医療費を支払った場合の税金の取扱いについて説明したもの
⑩保険と税 (A4 2P)	平成25. 7	24万部	生命保険料、地震保険料を支払った場合や保険金を受け取った場合の取扱いについて説明したもの
⑪寄附金を支払ったとき (A4 2P)	平成25. 7	13万部	寄附金を支払った場合における税金の取扱いについて説明したもの
⑫災害等にあったとき (A4 2P)	平成25. 7	14万部	住宅や家財などに損害を受けた場合の所得税の軽減について説明したもの

⑬株式・配当・利子と税 (A4 2P)	平成25. 7	23万部	株を売却した場合の税や利子、配当の課税関係について説明したもの
⑭マイホームを持ったとき① (A4 4P)	平成25. 7	39万部	住宅ローン等で住宅を新築、購入などした場合の取扱いについて説明したもの
⑮マイホームを持ったとき② (A4 2P)	平成25. 7	30万部	住宅ローン等を利用しない場合の取扱いについて説明したもの
⑯土地や建物を売ったとき (A4 2P)	平成25. 7	38万部	土地や住宅を売却した場合の取扱いについて説明したもの
⑰財産をもらったとき (A4 2P)	平成25. 7	43万部	贈与税について分かりやすく説明したもの
⑱財産を相続したとき (A4 2P)	平成25. 7	41万部	相続税について分かりやすく説明したもの
⑲申告と納税 (A4 2P)	平成25. 7	17万部	申告と納付の期限や税金の納付と還付について説明したもの
⑳確定申告書等作成コーナー/e-Tax (国税電子申告・納税システム) (A4 2P)	平成25. 7	20万部	確定申告書等作成コーナーや国税電子申告・納税システム (e-Tax) について説明したもの
㉑税に関する相談をするには/情報公開や個人情報の開示を請求するには/㉒税務署の処分不服があるときは (A4 2P)	平成25. 7	10万部	税務相談、情報公開、異議申立て及び審査請求について説明したもの
㉓個人で事業を始めたとき 法人を設立したとき/㉔公売に参加するには (A4 2P)	平成25. 7	16万部	個人で事業を始めたときや法人を設立したときに必要な届出及び公売の手続について説明したもの
暮らしの税情報パンフレット (A4 44P)	平成25. 7	64万部	暮らしの税情報リーフレットをまとめたもの
私たちの税金 (点字本 B5 150P)	平成25. 7	1,369部	目の不自由な方のために税に関する参考資料として、税の種類や仕組みなどについて分かりやすく説明したもの
私たちの税金 (墨字本 A4 72P)	平成25. 7	1,369部	目の不自由な方 (弱視) のために税に関する参考資料として、税の種類や仕組みなどについて分かりやすく説明したもの
私たちの税金 (DAISY図書 CD 2時間13分)	平成25. 7	630枚	目の不自由な方や点字が読めない方のために、税に関する参考資料として税の種類や仕組みなどについて分かりやすく説明したもの

〔課税部個人課税課〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
平成25年分 所得税の改正のあらまし (A4 12P)	平成25. 5	40万部	所得税に関する税制改正事項を解説したもの
青色申告者のための貸借対照表作成の手引き (A4 24P)	平成25. 11	24万部	青色申告者が、青色申告特別控除の適用を受けるために必要な貸借対照表の作成方法を説明したもの
記帳制度適用者の決算の手引き (一般用) (農業所得用) (A4 28P)	平成25. 11	36万部	記帳制度による帳簿に基づいて、「収支内訳書」を作成するための決算の仕方について説明したもの
帳簿の記帳のしかた (事業所得者用等) (A4 32P)	平成26. 4	65万部	事業所得、農業所得及び不動産所得のある方のための帳簿の記帳の仕方を説明したもの

〔課税部法人課税課〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
法人税関係法令の改正の概要 (A4 39P)	平成25. 5	26万部	法人税に関する税制改正事項を解説したもので、改正税法説明会の教材等として使用するもの
法人税申告書の記載の手引 (A4 93P)	平成25. 6	12万部	法人税の確定申告書等の作成に当たってその計算方法、記載要領等を説明したもの
適用額明細書の記載の手引(単体法人用) (A4 100P)	平成25. 7	20万部	適用額明細書(単体法人用)の作成に当たってその記載要領等を説明したもの
適用額明細書の記載の手引(連結法人用) (A4 102P)	平成25. 7	ホームページに公表	適用額明細書(連結法人用)の作成に当たってその記載要領等を説明したもの
源泉徴収のあらまし (A5 324P)	平成25. 11	35万部	源泉徴収に関する主要事項を解説したもので主として大規模徴収義務者に配布するもの
年末調整のしかた (A4 104P)	平成25. 10	556万部	平成25年分の年末調整の仕方について、改正点、年末調整に当たっての注意点及び具体的な計算方法を説明するとともに、併せて年末調整関係の税額表等を掲載したもので、徴収義務者などに配布するもの
給与所得者と年末調整 (A5 4P)	平成25. 10	194万部	配偶者控除、扶養控除、住宅借入金等特別控除等について分かりやすく説明したもので給与所得者に配布するもの

〔課税部酒税課〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
酒のしおり (A4 125P)	平成26. 3	7,050部	酒税及び酒類産業行政に対する一般的な認識を高めるため酒税等に関する基本的な資料を収録したもの

〔課税部消費税室〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
平成25年分 消費税及び地方消費税の確定申告の手引き(一般用)(簡易課税用)(個人事業者用) (A4 各28P)	平成25. 11	105万部	個人事業者の消費税の確定申告に当たってその計算方法、留意事項等を説明したもの
2013 Consumption and Local Consumption Taxes Final Return Guide (General Form) (Simplified Tax Form) (For sole proprietors) (A4 各28P)	平成25. 12	3万部	「平成25年分消費税及び地方消費税の確定申告の手引き(個人事業者用)」の英語翻訳版
法人用消費税及び地方消費税の申告書(一般用)(簡易課税用)の書き方 (A4 16P)	平成26. 1	19万部	法人の消費税及び地方消費税の確定申告書の作成に当たって、その計算方法、申告書及び添付書類の記載方法等を説明したもの
法人用消費税及び地方消費税の申告書(一般用)(簡易課税用)の書き方 (A4 16P)	平成26. 4	144万部	法人の消費税及び地方消費税の確定申告書の作成に当たって、その計算方法、申告書及び添付書類の記載方法等を説明したもの
消費税のあらまし (A4 64P)	平成26. 6	66万部	消費税に関する基本的な仕組みや届出書等について説明したもの
国・地方公共団体や公共・公益法人等と消費税 (A4 64P)	平成26. 6	12万部	国・地方公共団体の特別会計等に係る消費税の基本的な仕組みと手続について説明したもの

契約書や領収書と印紙税 (A4 4P)	平成26. 4	44万部	印紙税が課税される文書やその税額などの基本的な事項をまとめたもの
印紙税の手引 (A4 36P)	平成25. 10	17万部	印紙税の基本的な仕組みや課税される文書の範囲等について分かりやすくまとめたもので、説明会の教材等として使用するもの

【徴収部管理運営課】

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
相続税・贈与税の延納の手引 (A4 64P)	平成26. 1	6,300部	相続税・贈与税を延納するに当たっての要件及び手続の概要等について説明したもの
相続税の物納の手引 (手続・様式編) (整備編) (A4 100P・52P)	平成26. 1	各4,700部	相続税を物納するに当たっての要件及び手続の概要等について説明したもの

【国税不服審判所】

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
審判所ってどんなところ?～国税不服審判所の扱う審査請求のあらまし～ (A4 9P)	平成25. 7	10,240部	国税不服審判所の概要、不服申立ての制度及び審査請求手続について説明したもの

第6章 税務相談等及び苦情

第1節 税務相談等

1 概要

税務相談は、納税者が自ら正しい申告と納税が行えるよう、税に関する情報を提供したり、税務一般に関する質問に答えるもので、納税者サービスの一環として行われている。

この税務相談について適切かつ効率的に対応するため、各国税局及び沖縄国税事務所に設置した電話相談センターに税務相談官を集中的に配置して、税務署に寄せられる税に関する一般相談に対し、原則として税目別に対応を行っている。なお、東京、名古屋、大阪の電話相談センターでは、外国人のための英語による電話相談窓口を設けている。

また、国税庁ホームページ及び携帯サイトでは、よくある税の質問に対する一般的な回答を掲載した「タックスアンサー」の設置により、情報提供を行っている。

2 税務相談等の状況

(1) 税務相談

平成25年度に電話相談センターで受理した税務相談件数は519万件で、対前年度比103.7%となっている。

税務相談件数及び構成割合を税目別にみると、所得税関係256万件（49.4%）、資産税関係95万件（18.3%）、法人税関係27万件（5.2%）、消費税関係28万件（5.3%）となっている。

(2) タックスアンサー

平成25年度のタックスアンサーの利用件数は6,527万件であり、対前年度比122.4%となっている。

第2節 苦情

税務行政に対する納税者の理解と信頼を確保するためには、納税者から寄せられた苦情及び困りごとに対して適切に対応することが不可欠であるとの認識の下、納税者の視点に立って、迅速かつ的確な対応に努めている。

寄せられた苦情については関係部署と協議し、納税者サービスの向上等につなげている。

また、申出がなされた日から原則として3日以内に処理するよう努めており、平成25年度における苦情の3日以内の処理件数割合はおよそ86.6%となっている。

なお、この苦情処理を専担する納税者支援調整官が平成13年7月に設置され、平成25年7月現在では、各国税局・沖縄国税事務所のほか、主要税務署（52署）に派遣配置されており、税務一般に関する納税者からの苦情に関する事務のうち、当該納税者が適正かつ円滑に納税義務を履行するために必要な助言及び教示並びに調整に関する事務を行っている。

第7章 情報公開・個人情報保護 及び実績の評価

第1節 情報公開

1 概要

行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民的的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的として「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（以下「情報公開法」という。）が、平成13年4月1日から施行されている。

情報公開法に基づき、何人でも、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示請求をすることができ、行政機関の長は、開示請求があったときは、個人に関する情報や事務の適正な遂行に支障を及ぼすような情報などの不開示情報が含まれている場合を除き、当該行政文書を開示しなければならないとされている。

2 施行状況

(1) 開示請求の受付状況

平成25年度における国税庁の開示請求件数は、3,612件であり、前年度に比べ、89件（2.5%）増加している。

なお、国税庁の開示請求件数は、全省庁の開示請求件数の3.5%を占めている。

表17 開示請求件数

（単位：件）

	平成24年度	平成25年度	（対前年比）
国税庁	3,523	3,612	（102.5%）
全省庁	100,286	103,457	（103.2%）

(2) 開示決定等の内訳

平成25年度における国税庁の開示決定等件数は、3,592件であり、そのうち、全部開示と部分開示を合わせた件数の割合は96.4%となっている。

表18 開示決定等の内訳

（単位：件）

	平成24年度				平成25年度			
		開示決定等件数				開示決定等件数		
		全部開示	部分開示	不開示		全部開示	部分開示	不開示
国税庁	3,568	744 (20.9%)	2,712 (76.0%)	112 (3.1%)	3,592	557 (15.5%)	2,906 (80.9%)	129 (3.6%)
全省庁	94,133	47,627 (50.6%)	44,465 (47.2%)	2,041 (2.2%)	95,464	39,398 (41.3%)	53,801 (56.4%)	2,265 (2.4%)

（注）（ ）内は開示決定等件数に占める「全部開示」、「部分開示」及び「不開示」の割合であり、四捨五入の関係から、合計が100にならない場合がある。

第2節 個人情報保護

1 概要

行政機関において個人情報の利用が拡大していることに鑑み、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（以下「行政機関個人情報保護法」という。）が、平成17年4月1日から施行されている。

行政機関個人情報保護法は、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めており、国税庁としては、行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえ、納税者に関する情報の管理を徹底する必要がある。

また、行政機関個人情報保護法に基づき、何人でも、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示請求をすることができ、行政機関の長は、不開示情報が含まれている場合を除き、当該保有個人情報を開示しなければならないとされており、開示請求に対して的確に対応する必要がある。

2 施行状況

(1) 開示請求の受付状況

平成25年度における国税庁の開示請求件数は、63,109件であり、前年度に比べ、3,098件（4.7%）減少している。

なお、国税庁の開示請求件数は全省庁の開示請求件数の54.3%を占めている。

表19 開示請求件数

(単位：件)

	平成24年度	平成25年度	(対前年比)
国税庁	66,207	63,109	(95.3%)
全省庁	109,210	116,253	(106.4%)

(2) 開示決定等の内訳

平成25年度における国税庁の開示決定等件数は、62,836件であり、そのうち、全部開示と部分開示を合わせた件数の割合は98.8%となっている。

表20

開示決定等の内訳

(単位：件)

	平成24年度				平成25年度			
		開示決定等件数				開示決定等件数		
		全部開示	部分開示	不開示		全部開示	部分開示	不開示
国税庁	66,152	10,073 (15.2%)	55,243 (83.5%)	836 (1.3%)	62,836	10,019 (15.9%)	52,039 (82.8%)	778 (1.2%)
全省庁	106,916	45,315 (42.4%)	59,376 (55.5%)	2,225 (2.1%)	119,417	58,496 (49.0%)	57,062 (47.8%)	3,859 (3.2%)

(注) ()内は開示決定等件数に占める「全部開示」、「部分開示」及び「不開示」の割合であり、四捨五入の関係から、合計が100にならない場合がある。

第3節 実績の評価

1 概要

平成10年6月に成立した「中央省庁等改革基本法」の第16条第6項第2号において、主として政策の実施に関する機能を担う庁（以下「実施庁」という。）については、その業務の効率化を図る観点等から、「府省の長は、実施庁の長にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則を定めて公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表すること」とされている。

国税庁の実績の評価については、財務大臣が、国税庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表することとされている。

2 平成25事務年度国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する実施計画

「平成25事務年度国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する実施計画」（以下「実施計画」という。）については、平成25年6月に策定・公表された。

この実施計画では、「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収」、「酒類業の健全な発達の促進」、「税理士業務の適正な運営の確保」の3つの実績目標を設定し、このうち「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収」については、その細目として「税務行政の適正な執行」、「納税者サービスの充実」、「適正な調査・徴収の実施等、納税者の権利救済」、「国際化への取組」という4つの目標を設定している。さらに「納税者サービスの充実」、「適正な調査・徴収の実施等、納税者の権利救済」の下にそれぞれ3つの業績目標を設定している。

また、目標の達成度等を測定するため122の業績指標等が設定されている。

3 平成24事務年度国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価書

「平成24事務年度国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価書」については、平成25年11月に財務大臣により作成・公表された。

なお、作成に当たっては、評価の客観性と質を高めるために、有識者の方々から成る「財務省政策評価懇談会」（座長 吉野直行 慶應義塾大学名誉教授（平成26年6月現在））において御意見を頂いている。

国税庁としては、この評価を今後の事務運営に的確に反映することとしている。

第8章 税務協力体制

第1節 関係民間団体

1 日本税理士会連合会

(1) 設立の目的

日本税理士会連合会は、昭和32年2月に設立された税理士法上の法人で、税理士の使命及び職責に鑑み、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、税理士会及びその会員の指導、連絡及び監督並びに税理士の登録に関する事務を行うことを目的としている。

(2) 組織の状況

日本税理士会連合会は、各国税局・沖縄国税事務所の管轄区域ごとに設立されている全国15の税理士会（東京国税局には三つの税理士会、名古屋国税局には二つの税理士会がある。）で組織されている。

各税理士会は、下部組織として税務署又は複数税務署単位ごとに支部を設置している。

なお、支部のほかに支部協議会等を県等単位ごとに設置しているところもある。

平成26年3月31日現在における税理士登録者数は74,501人である。

(3) 平成25年度の主な活動状況

平成26年度税制改正において、納税環境整備の一環として税理士法改正を始めとした税理士制度が見直されたことから、日本税理士会連合会では、会則・規則等の変更について検討を開始した。

書面添付制度については、制度の周知に努めるとともに、国税庁と書面添付制度の普及・定着に向けた協議を行った。

国税電子申告・納税システム（e-Tax）については、電子申告制度の更なる普

及・促進を図るため、税の専門家である税理士の視点から「電子申告に関する要望事項」を取りまとめ、国税庁に提出するとともに、平成26年1月に「税理士のための電子申告Q&A」を改訂し、全文をホームページに掲載するなど、電子申告の利用促進に努めた。

このほか、「税制改正に関する建議書の提出」、「中小企業支援施策の推進」、「税理士の資質の向上及び研修制度の拡充へ向けた対応」、「税務支援事業への対応」、「租税教育への取組」、「税理士の綱紀保持、品位の向上及び職業倫理の高揚への対応」、「東日本大震災への対応」等の活動を行った。

2 日本税務協会

(1) 設立の目的

日本税務協会は、政府の税務に関する施策の浸透を図り、税務行政に対する協力を行うとともに、納税思想の普及向上を図ることを目的として昭和19年4月に設立された財団法人であり、平成25年4月1日に一般財団法人へ移行した。

(2) 組織の状況

日本税務協会は、東京都に本部を置いている。

(3) 平成25年度の活動状況

税に関する図書の出版及び幹旋や日本税務協会のホームページを通じて、税制・税務行政に関する広報活動等を実施した。

3 全国青色申告会総連合

(1) 設立の目的

全国青色申告会総連合は、全国の青色申告会の指導、連絡を図り、青色申告を基盤とした税務、経理及び経営の調査、研究並びに指導を行うとともに、青色申

告者の公正な世論を結集して、その実現に務め、もって申告納税制度の確立と小規模企業の振興に寄与することを目的として設立された。

なお、全国青色申告会総連合は、昭和30年10月19日に任意団体として設立され、平成25年5月1日に一般社団法人となった。

(2) 組織の状況

全国青色申告会総連合は、署単位の正会員、市町村単位の準会員の各青色申告会より構成されている。また会員は、各都道府県ごとに、連合会（県連）を組織し、県連は、各国税局（大阪国税局を除く）・沖縄国税事務所の管轄区域ごとに、連合会（ブロック連合会）を組織しており、加入単位会数は約2,000会、その単位会に加入している青色申告者数は約69万人である。

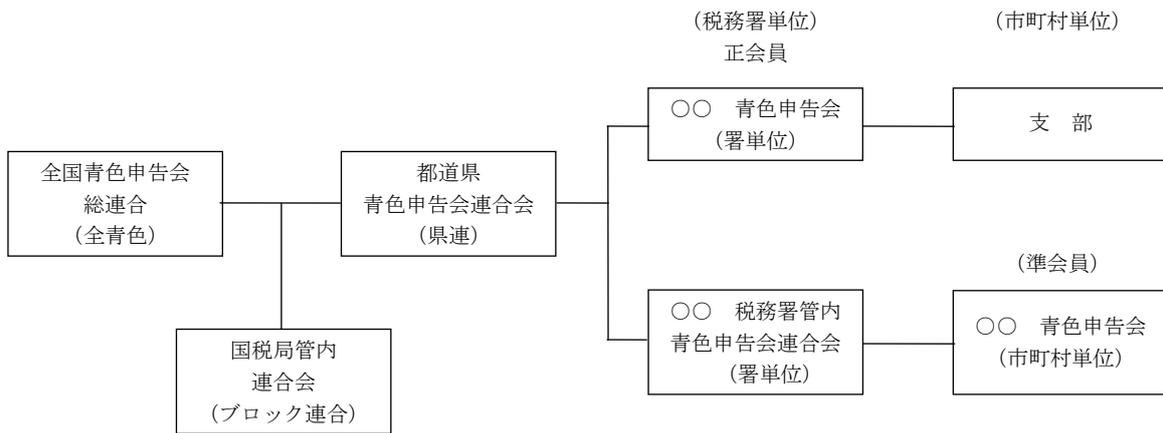
なお、公益活動の一層の拡大・強化を図るため、青色申告会の公益法人化の推進・検討を行い、平成21年6月末までに82の各青色申告会と東京、神奈川県、千葉県青色申告会連合会が社団法人として設立されたほか、平成26年6月末までに83会が公益社団法人又は一般社団法人に移行し、全国青色申告会総連合を含む10会が新たに一般社団法人として設立された。

(3) 平成25年度の活動状況

全国青色申告会総連合は、機関誌「ブルーリターン」の発行などにより会員に対する情報提供等を行うほか、消費税の指導体制の充実を図るとともにパソコン用会計ソフトの活用による複式簿記の普及推進に努めた。一方、単位青色申告会は、記帳指導、税法説明会などの指導事業などを行った。

表21

全国青色申告会総連合の組織



(注) 単位会は1税務署1会を原則として各市町村に支部を置いているが、市町村別に単位会を組織して税務署管内連合会を結成しているところもある。

4 全国法人会総連合

(1) 設立の目的

全国法人会総連合は、国税庁、国税局・沖縄国税事務所及び税務署と連絡協調のもとに、全国法人会総連合を中軸に、全法人会が税務知識の普及に努めるとともに、併せてよき法人企業の団体としての活動を通じて、適正な申告納税制度の確立と納税意識の高揚を図り、もって税務行政の円滑な執行に寄与し、これを通じて企業経営と社会の健全な発展に貢献することを目的として設立された。

なお、全国法人会総連合は、昭和50年1月25日に財団法人として設立が許可され、平成23年4月1日に公益財団法人に移行した。

これに伴い、全国法人会総連合は、我が国各地で活動する「法人会」と連携し、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって我が国における適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、我が国各地における企業活動の活性化と社会の健全な発展に貢献することを目的とすることとなった。

(2) 組織の状況

平成26年6月末日現在で全国法人会総連合に加入している都道府県単位の法人会連合会数は41会、各地区の単位法人会数は441会であり、これを加入法人数で見ると、約82万法人である。

なお、平成4年12月に、全ての都道府県連合会及び単位法人会の社団化を達成しているほか、平成26年4月までに全ての県連・単位会が公益社団法人又は一般社団法人へ移行した。

(3) 平成25年度の活動状況

全国法人会総連合は、税制改正に関する提言や租税教育など税を中心とした公益活動を展開したほか、社会の要請に応じて、節電行動を呼びかけるなど、社会貢献活動にも取り組んだ。さらにホームページや情報誌「ほうじん」を通じて、情報発信に努めたほか、ラジオCMや新聞広告を通じた広報活動を実施した。

なお、平成26年4月から「企業の税務コンプライアンス向上のための取組」を開始し、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成の上、会員以外にも広く一般に配布することで企業における内部統制面や経理面に関する自主点検を推奨している。

また、東日本大震災からの復旧・復興のための財政支援のほか、中国地方における豪雨被害に対して、災害見舞金を拠出するなど、被災地に対して積極的な支援を行った。

5 酒類業組合等

(1) 設立の目的

酒類業組合等は、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」（以下この5において「酒類業組合法」という。）に基づき設立された法人であり、酒税の保全に対する協力と酒類業界の安定を主な目的としている。

(2) 組織の状況

イ 酒造関係

平成26年1月1日現在における酒造関係の組合組織は、清酒業界にあっては単位組合（税務署及び道府県単位）73、連合会（都府県単位）7及び中央会（全国単位）1の組織となっており、蒸留酒業界、ビール業界及び洋酒業界

にあつてはそれぞれ全国単位で1組合、果実酒業界にあつては山梨県及び山形県にそれぞれ県単位で1組合の組織となっている。

ロ 酒販関係

平成26年3月31日現在における酒販関係の組合組織は、卸売業界にあつては単位組合（税務署、都道府県及び複数府県単位）42、連合会（県単位）1及び中央会（全国単位）1の組織となっている。

また、小売業界にあつては単位組合（税務署及び都単位）426、連合会（道府県単位）46及び中央会（全国単位）1の組織となっている。

なお、沖縄県における酒販関係の組合組織（卸売業界にあつては単位組合（税務署単位）6、連合会（県単位）1、小売業界にあつては単位組合（税務署単位）6、連合会（県単位）1）は、中央会に加入していない。

(3) 平成25年度の活動状況

酒類業組合等は、酒類業組合法第42条（連合会及び中央会にあつては第82条）の規定に従い、国が組合員に対して行う通知の伝達、その他国の行う酒税の保全に関する措置に協力したほか、組合員の福利厚生に関する施設の運営、組合員の事業の経営合理化や技術の改善向上等を図るための教育、情報提供に関する施設の運営、組合員が販売する酒類の販売増進のための広報宣伝等の事業を行った。

さらに、公正な競争を確保するため、不当景品類及び不当表示防止法に基づき、消費者庁長官及び公正取引委員会の認定を受けた酒類の景品類及び表示に関する公正競争規約の実施業務を行った。

なお、このほか、日本酒造組合中央会は、「清酒製造業等の安定に関する特別措置法」に基づき、組合員等の金融機関に対する酒造資金等借入債務の保証、経営の改善、その他清酒製造業等の近代化を図るための事業を行った。

○景品類の提供の制限に関する公正競争規約

実施団体	事業の種類	名称	告示日等 (最終改正施行日)
日本酒造組合 中央会	清酒製造業	清酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	昭49.10.16第29号 (平21.9.1)
日本酒造組合 中央会	単式蒸留しょう ちゅう製造業	単式蒸留しょうちゅう製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	昭56.10.13第25号 (平21.9.1)
日本蒸留酒 造組合	合成清酒及び連 続式蒸留しょう ちゅうの製造業	合成清酒及び連続式蒸留しょうちゅうの製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	昭49.10.16第31号 (平22.8.4)
ビール酒造組合	ビール製造業	ビール製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	昭54.12.18第55号 (平21.9.1)
日本洋酒酒造組合	洋酒製造業	洋酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	昭54.12.19第57号 (平21.9.1)
日本ワイナリー 協会	果実酒製造業	果実酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	昭54.12.25第58号 (平21.9.1)
日本洋酒輸入協会	酒類輸入販売業	酒類輸入販売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	昭54.12.25第59号 (平21.9.1)

○表示に関する公正競争規約

区分	事業の種類	名称	告示日等 (最終改正施行日)
全国小売酒販組合 中央会	酒類小売業	酒類小売業における酒類の表示に関する公正競争規約	昭55.4.3第7号 (平23.2.10)
ビール酒造組合	ビール製造業	ビールの表示に関する公正競争規約	昭54.12.25第60号 (平21.9.1)
日本洋酒酒造組合	ウイスキー製造業	ウイスキーの表示に関する公正競争規約	昭55.8.7第22号 (平24.10.4)
日本洋酒輸入協会	輸入ウイスキー 販売業	輸入ウイスキーの表示に関する公正競争規約	昭55.8.7第23号 (平24.10.4)
日本洋酒輸入協会	輸入ビール販売業	輸入ビールの表示に関する公正競争規約	昭57.3.12第5号 (平21.9.1)
日本酒造組合 中央会	泡盛製造業	泡盛の表示に関する公正競争規約	昭58.11.30第29号 (平25.10.10)
日本酒造組合 中央会	単式蒸留しょう ちゅう製造業	単式蒸留しょうちゅうの表示に関する公正競争規約	昭61.6.18第7号 (平21.9.1)

(注) 1 日本ワイナリー協会及び日本洋酒輸入協会は任意団体である。

2 この表は平成26年3月末現在による。

6 全国間税会総連合会

(1) 設立の目的

個別消費税は、税目が多く種々の業種に関係するため、従来は、税目ごとに又は業種ごとに納税者団体が結成され、それぞれ独自の活動が行われていたが、昭和48年4月に、これらの団体の全国的組織として、全国間税協力会総連合会（任意団体）が結成された。さらに、消費税の導入を契機として平成元年9月に全国間税会総連合会に改組し、引き続き申告納税制度の下における公平な税制の実現と適正な税務執行に寄与し、協力することを目的としている。

(2) 組織の状況

全国間税会総連合会は、各国税局・沖縄国税事務所ごとに組織された12の連合会で構成されている。連合会の傘下には、税務署単位を最小とする地域別、税目別（又は業種別）の単位会及びこれらの連合会が都道府県別等に組織されている。

全国間税会総連合会は、平成26年4月1日現在、その傘下に564団体、会員数にして約9万を擁している。

(3) 平成25年度の活動状況

全国間税会総連合会は、消費税等に関

する調査研究、啓蒙宣伝、関係納税者に対する指導・相談のほか、税務当局に対する税制及び税の執行に関する意見の具申などを行うこととしている。

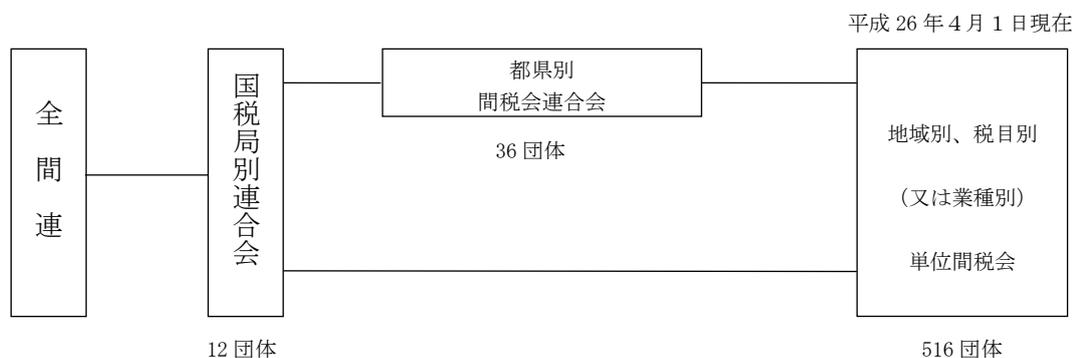
平成25年度においては、組織の拡充・強化及び財政基盤の確立のための活動を更に進めながら、①e-Taxの普及に向けた会員等への利用促進及び研修会の開催、②傘下各団体の意見を集約した平成26年度税制改正要望の具申、③消費税中央セミナーをはじめとする経済・税制に関する講演会、研修会の開催、④消費税完納運動の推進などを行った。

傘下各団体においても、それぞれの地域で、税法説明会、研修会等を開催するとともに、国税庁の「税を考える週間」の期間中、各種の行事等を活発に行った。

また、傘下各団体を通じて、各国税局・沖縄国税事務所や税務署と税務執行に関する意見の交換などを行い、税務行政の適正かつ円滑な執行に寄与している。

表23

全国間税会総連合会の組織



7 全国納税貯蓄組合連合会

(1) 設立の目的

全国納税貯蓄組合連合会は、納税貯蓄組合連合会の相互の連絡協調を図るとともに、これらの連合会の指導を通じて納税貯蓄組合の健全な発展に寄与することを目的として昭和33年10月7日に設立されたものである。

(2) 組織の状況

全国納税貯蓄組合連合会は、国税局単位及び都道府県単位の連合会をもって組織している。

平成24年度末の納税貯蓄組合全体の状況は、次のとおりである（平成25年3月末調査）。

イ 納税貯蓄組合連合会

全国単位の連合会1、国税局単位の連合会12、都道府県単位の連合会44、税務署単位の連合会476、市町村単位の連合会257、合計790連合会となっている。

ロ 納税貯蓄組合

全国納税貯蓄組合連合会の傘下にある納税貯蓄組合の総数は約3万4千組

合である。

(3) 平成25年度の活動状況

全国納税貯蓄組合連合会の活動状況は次のとおりであるが、傘下の連合会においては、「振替納税推進の街」及び「消費税完納推進の街」宣言に積極的に取り組む等、租税の期限内完納の推進を図るとともに、会報紙の発行、各種説明会・研修会の開催などにより、税に対する理解者・協力者の拡大に努めるなど、納税道義の高揚に寄与している。

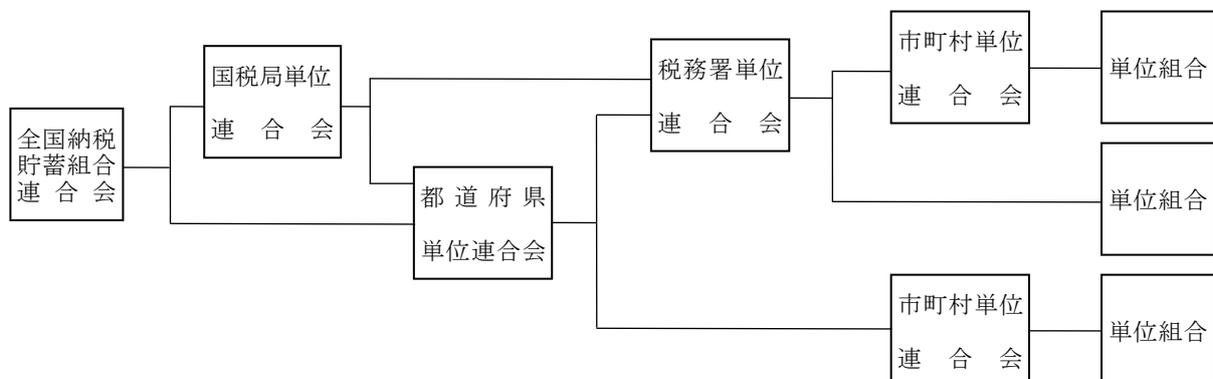
イ 総会を1回、全国役員会を1回開催し、納税貯蓄組合の活動の活発化について協議するとともに、会員相互の連絡協調に努めた。

ロ 消費税をはじめとした各税の期限内納付の推進を図るとともにe-Taxの普及活動にも取り組んだ。

ハ 中学生の「税についての作文」を募集し（応募総数約58万編）、優秀作品の顕彰を行うとともに、上位入選作品をホームページに掲載した。

表24

全国納税貯蓄組合連合会の組織



8 納税協会連合会

(1) 設立の目的

納税協会連合会は、昭和21年に設立され、「大阪国税局及び管下税務署等と連携協調の下に、すべての納税協会が本会を中軸として、税知識の普及に努め、適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り、もって税務行政の円滑な執行に寄与し、併せて、企業経営の健全な発展と明るい地域社会の発展に寄与する」ことを目的としている。

なお、納税協会連合会は、昭和49年6月26日財団法人として設立が許可された。

(2) 組織の状況

納税協会連合会の役員（常任副会長を除く。）及び評議員には、大阪国税局管内の各税務署の管轄区域ごとに組織されている83の納税協会の会長が就任している。

納税協会へは、個人・法人を問わず、全ての事業者が加入でき、個人部会、法人部会などの各部会だけでなく、その下に地域別、業種別の支部等を置いている。

なお、平成23年4月に、83全ての納税協会の公益社団法人化を達成し、平成24年4月には納税協会連合会の公益財団法

人化を達成している。

また、平成26年3月31日現在の会員数は約17万人社である。

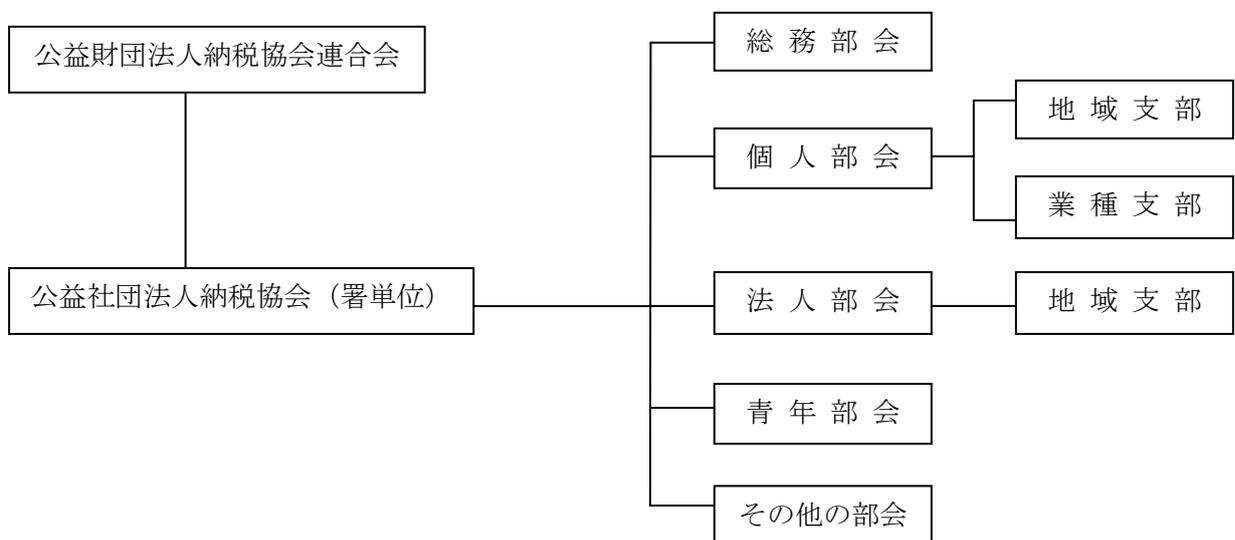
(3) 平成25年度の活動状況

納税協会連合会は、各納税協会の事業活動の活性化と基盤強化を図るため、「税に関する広報・講習会」、「簿記教室」、「パソコン会計教室」及び「e-Tax研修会」の開催を支援するとともに、月刊誌「納税月報」の発行、税制改正に関する要望書の関係官庁への提出、中小企業の事務担当者を対象とした総務管理者養成講座の充実強化、インターネットによる納税協会のPRなどの事業活動を実施した。

また、租税等に関する研究の奨励及び研究内容の向上並びに学術研究の助成に寄与することを目的とした「税に関する論文」の募集や、全青年部会員が交流できる場を提供し参加者の納税協会活動への参画意識を高め事業活動の活性化を図ることを目的として「青年の集い」を開催した。

表25

納税協会連合会と納税協会の組織関係図（例示）



第2節 表彰

1 叙勲及び褒章

(1) 叙勲

国家又は公共に対し功労のあった者に授与される春秋叙勲は、昭和38年7月12日の閣議により再開が決定され、現在は平成15年5月20日に閣議決定された叙勲基準に基づき、毎年、春の叙勲は4月29日（昭和の日）に、秋の叙勲は11月3日（文化の日）に発令されている。

平成25年の国税庁関係の叙勲者は、春の叙勲で54人、秋の叙勲で50人であった。

また、国税庁関係で死亡により叙位及び叙勲を受けた者は255人であった。

(2) 褒章

褒章条例（明治14年12月太政官布告第63号）に基づく褒章は、11月3日（文化の日）に発令されている。

平成25年の国税庁関係の褒章受章者は、藍綬褒章3人、黄綬褒章7人であった。

2 納税表彰

納税表彰は、国税の申告と納税及び租税教育等に関して、功績顕著な者を顕彰することにより、広く納税思想の高揚等に資することを目的として、昭和25年以降毎年実施してきている。

平成25年度の実績者数は、財務大臣表彰50人、国税庁長官表彰84人、国税局長表彰339人、税務署長表彰1,809人である。

なお、財務大臣及び国税庁長官の納税表彰式は、平成25年10月23日に行われた。

また、国税局長表彰式及び税務署長表彰式は、それぞれの国税局及び税務署において行われた。

3 感謝状の贈呈

昭和48年度以降、国税の調査・取締の実

施に関し各種協力のあった個人又は団体のうち、特に功績が顕著な者に対して、国税庁長官又は国税局長・沖縄国税事務所長から感謝状を贈呈し、その労に報いることとしている。

平成25年度においては、国税庁長官感謝状を各国税局長から推薦のあった23団体に対して贈呈し、また、各国税局長・沖縄国税事務所長感謝状を118団体に対して贈呈した。

第9章 権利救済

第1節 不服申立て

1 概要

国税に関して納税者から正当な権利利益を侵害されたとして不服の申立てがあったときに、これを審査し救済する制度として、不服申立制度と訴訟がある。

不服申立てと訴訟との関係は、原則として、不服申立てに対する行政庁の決定又は裁決を経た後でなければ訴訟を提起することができないという「不服申立前置主義」が採られている。

不服申立制度は、課税処分や滞納処分等がなされた場合に、その処分に不服のある者が、その処分の取消しや変更を求めて行政庁に対して申し立てる制度で、国税に関する処分についての不服申立ては、「異議申立て」と「審査請求」の二審的構造となっている。

2 異議申立て

異議申立ては、争いの対象となった処分をした行政庁（通常は税務署長）に対して行うものである。異議申立てがなされると、行政庁はその事案の調査・審理を行い、申立てに理由があるかどうかを審査し、決定する。

(1) 異議申立ての状況

平成25年度における異議申立ての件数は、2,358件で、前年度（3,424件）に比べて1,066件（31.1%）減少している。

申立件数を税目別にみると、消費税（地方消費税を含む。）が756件（対前年比42.9%減）、申告所得税が617件（対前年比26.2%減）、法人税が396件（対前年比13.0%減）、相続税・贈与税が170件

（対前年比49.3%減）、徴収関係が356件（対前年比9.0%減）となっている。

(2) 異議申立ての処理状況

平成25年度において処理した件数は、2,534件で、前年度（3,286件）に比べて752件（22.9%）減少した。この処理件数は、平成25年度の申立件数に前年度からの繰越件数を加えた要処理件数3,174件の79.8%に当たる。

なお、平成25年度末における処理未済件数は640件で、前年度末（816件）に比べて176件（21.6%）減少している。

次に、処理件数を処理態様別の構成割合でみると、却下（異議申立てが法定期間経過後にされたものであるとき等、申立てが適法性を欠くもの）が全体の10.7%（前年度12.1%）、棄却（納税者の主張が認められなかったもの）が全体の65.3%（前年度60.5%）である。一方、全部認容（納税者の主張が全部認められたもの）は全体の2.9%（前年度2.0%）、一部認容（納税者の主張の一部が認められたもの）は7.1%（前年度7.9%）であり、納税者が取下げなどしたものは14.0%（前年度17.5%）となっている。

3 審査請求

審査請求は、一般的には異議申立てに対する決定を経た後の処分になお不服があるときに、処分をした行政庁の上級行政庁に対し行うものであるが、国税の場合には、特にそのための第三者的機関として設置された国税不服審判所の長である国税不服審判所長に対して審査請求をすることとされている。

表26

異議申立事案の税目別申立て及び処理状況

(平成25年度)

区 分	要 処 理 件 数			処 理 件 数	処 理 未 済 件 数	申立件数 構成割合	申立件数 対前年度比
	繰越件数	申立件数	計				
課 税 関 係	件	件	件	件	件	%	%
申告所得税	110	617	727	638	89	26.2	73.8
源泉所得税	21	42	63	48	15	1.8	56.8
法 人 税	239	396	635	422	213	16.8	87.0
相 続 税	53	143	196	164	32	6.0	58.1
贈 与 税	18	27	45	38	7	1.1	30.3
消 費 税	324	756	1,080	854	226	32.1	57.1
そ の 他	3	21	24	19	5	0.9	269.6
徴 収 関 係	48	356	404	351	53	15.1	91.0
合 計	816	2,358	3,174	2,534	640	100.0	68.9

- (注) 1 申告所得税には、譲渡・山林所得が含まれる(表27同じ)。
 2 法人税には、法人臨時特別税が含まれる(表27同じ)。
 3 消費税には、地方消費税が含まれる(表27同じ)。
 4 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

表27

異議申立事案の税目別・態様別処理状況

(平成25年度)

区 分	みなす 取下げ	取 下 げ	却 下	棄 却	全 認	部 容	一 認	部 容	み な ず 審 査	変 更 そ の 他	計
課 税 関 係	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
申告所得税	2	116	17	401	23	74	5	—	—	—	638
源泉所得税	—	12	8	17	—	9	2	—	—	—	48
法 人 税	—	81	15	287	11	28	—	—	—	—	422
相 続 税	—	21	12	112	6	13	—	—	—	—	164
贈 与 税	—	5	2	24	2	5	—	—	—	—	38
消 費 税	—	50	18	688	28	50	20	—	—	—	854
そ の 他	—	4	1	11	3	—	—	—	—	—	19
徴 収 関 係	—	37	199	114	1	—	—	—	—	—	351
合 計	2	326	272	1,654	74	179	27	—	—	—	2,534
構 成 割 合	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	0.0	12.9	10.7	65.3	2.9	7.1	1.1	—	—	—	100.0

第2節 訴訟

1 課税関係訴訟

(1) 概況

税務当局が行った課税処分の適否又はこれに伴う損害賠償等を争う訴訟は、平成25年度当初において294件係属していたが、平成25年度中に230件提起され、267件終結した結果、平成25年度末における係属件数は257件となり、年度当初に比べて37件の減少となっている。

平成25年度末における係属件数の内訳は、所得税105件、法人税88件、相続税等45件、消費税9件、その他（損害賠償等）10件となっている。

(2) 訴訟の発生状況

平成25年度における訴訟の発生件数は230件で、前年度（271件）に比べて41件（15.1%）減少している。

発生件数の内訳は、所得税94件（前年度128件）、法人税61件（前年度78件）、相続税等44件（前年度34件）、消費税10件（前年度15件）、その他21件（前年度16

件）となっている。

また、これを審級別にみると、第一審99件、控訴審69件、上告審62件である。

控訴及び上告された131件のうち、国側から上訴したものは8件である。

(3) 訴訟の終結状況

平成25年度における訴訟の終結件数は267件（前年度300件）で、その内訳は、所得税121件（前年度132件）、法人税72件（前年度92件）、相続税等41件（前年度38件）、消費税13件（前年度14件）、酒税0件（前年度1件）、その他20件（前年度23件）である。

また、これを終結事由別にみると、取下げ12件、判決言渡し等255件である。判決言渡し等のうち、処分の適否を判断したものは237件で、却下15件、その他3件である。

処分の適否を判断したもののうち、国側勝訴は215件（90.7%）、国側一部敗訴は8件（3.4%）、国側敗訴は14件（5.9%）である。

表28 課税関係訴訟の発生・終結・係属の状況

(平成25年度)

区分	前年度末 係属件数	発 生 件 数	終 結 件 数							年 度 末 係属件数
			取 下 げ	却 下	国側勝訴	国側一部 敗 訴	国側敗訴	そ の 他	計	
所 得 税	132	94	5	3	98	5	7	3	121	105
法 人 税	99	61	4	7	57	2	2	—	72	88
相 続 税 等	42	44	1	3	35	1	1	—	41	45
消 費 税	12	10	—	2	9	—	2	—	13	9
酒 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の間接税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	9	21	2	—	16	—	2	—	20	10
計	294	230	12	15	215	8	14	3	267	257

(4) 判決の内容

平成25年度中の判決のうち、注目すべきものには、次のようなものがある。

〔納税者（米国籍）の祖父が、納税者を受益者とする信託を設定したことにより、納税者は、平成19年3月改正前の相続税法（以下「相続税法」という。）4条1項に規定する信託受益権の贈与を受けたものとみなされる場合に該当するとされた事例〕

イ 概要

祖父は、A社との間で、米国ニュージャージー州法に準拠して、祖父を委託者、A社を受託者、納税者を受益者とする信託契約（以下「本件信託契約」、本件信託契約によって設定された信託を「本件信託」）を締結し、米国財務省証券を信託財産としてA社に引き渡した。A社は、信託財産の運用として生命保険契約を締結した。

課税庁は、納税者が相続税法4条1項に規定する信託受益権の贈与を受けたものとみなされる場合に該当するとして、贈与税の決定及び無申告加算税の賦課決定を行った。

ロ 判決要旨

(イ) Xが相続税法4条1項にいう「受益者」に当たるか否か。

相続税法4条1項は、いわゆる他益信託の場合において、受益権（信託受給権及び信託監督的権能）を有する者に対し、信託行為があった時において、受益者が、その受益権を委託者から贈与により取得したものとみなして、課税する旨の規定であると解される。

本件信託契約は、受託者は、自己

の裁量により、Xが生存する限りにおいて、Xの教育、生活費、健康、慰安及び安寧のために妥当と思われる金額を、元本及び収益から支払うとしているのであるから、本件信託の設定時において、Xは、信託受給権を有するものとされていたと認められる。

また、本件信託契約によれば、受託者は、受益者の合理的な要請に対して、本件信託の財産、負債、収入及び支出に関する情報等の受益者の利益に関連する本件信託の管理に関する詳細事項を受益者に提供するものとされているほか、受託者は、最低限1年に1度の頻度で会計報告を行うものとされていることなどが認められ、これによってXは、信託監督的機能を有していたと認められる。

したがって、Xは、本件信託の設定時において、信託受給権及び信託監督的権能を有していたと認められる。

以上によれば、Xは相続税法4条1項にいう「受益者」に当たると認められる。

(ロ) 本件信託が相続税法4条1項の適用対象とならない生命保険信託に当たるか否か。

生命保険信託に当たるためには、委託者が生命保険契約を締結したのと実質的に同視できることを要するというべきであるから、信託契約において受託者に信託財産の運用方法についての裁量がなく、生命保険契約の締結が義務付けら

れているか、又は委託者の指図に基づいて生命保険契約を締結する場合に限られると解すべきである。

本件信託契約においては、受託者の権限は制限を受けず、受託者の合理的な裁量において行使することができることとされ、受託者は、あらゆる種類の投資対象に投資できるとされており、受託者は生命保険証券を購入するなどの権限を有するが、これらは指示されるものでも義務でもないとして記載されている上、受託者は生命保険契約の解約返戻金を自己の裁量によって運用することができる旨も定められている。

そうすると、本件生命保険契約は、受託者が委託者である祖父の意思に沿って締結したものではあるが、委託者の指示に基づいて締結したものではないから、信託財産の運用方法の一つとして締結したものであり、したがって、本件信託は、生命保険信託に当たらないと認められる。

(名古屋高裁平成25年4月3日判決(国側勝訴、上告棄却・確定))

2 徴収関係訴訟

(1) 概況

徴収関係訴訟には、滞納処分等の取消し又は無効確認を求める抗告訴訟に加えて、滞納処分に関連して国を被告として提起される損害賠償請求訴訟等の民事訴訟及び滞納処分の一環として国が提起する差押債権取立訴訟、詐害行為取消請求訴訟、不動産の名義変更訴訟等の民事訴訟があり、その内容は複雑多岐にわたっている。

(2) 訴訟の発生状況

平成25年度における訴訟の発生件数は202件で、前年度(217件)に比べて15件の減少となった。

その内訳は、国側被告事件56件、国側原告事件146件で、前年度発生件数(国側被告事件62件、国側原告事件155件)に比べて、国側被告事件は6件の減少、国側原告事件は9件の減少となっている。

また、この発生件数に前年度末の係属件数を加えた平成25年度中の要処理件数は288件で、前年度(341件)と比べて53件減少している。

その内訳は、国側被告事件97件、国側原告事件191件で前年度中の要処理件数(国側被告事件117件、国側原告事件224件)に比べて、国側被告事件は20件の減少、国側原告事件は33件の減少となっている。

(3) 訴訟の終結状況

平成25年度における訴訟の終結件数は、国側被告事件57件(前年度76件)、国側原告事件154件(前年度179件)となっている。

これを終結の態様別にみると、国側被告事件では、国側勝訴が41件(71.9%)と最も多く、却下6件(10.5%)がこれに次ぎ、国側原告事件では、国側勝訴33件(21.4%)が最も多く、取下げ8件(5.2%)がこれに次いでいる。

(4) 判決の内容

平成25年度の判決のうち、注目すべきものとして、次のものがある。

〔滞納者と他の者との共有に係る不動産につき、滞納者の持分が差し押さえられた場合における他の共有者は、差押処分の取消訴訟の原告適格を有するとされた

事例]

イ 概要

本件は、Xらと滞納者との共有に係る不動産につき、滞納者の滞納国税を徴収するために滞納者の持分が差し押さえられたことから、Xらが、その取消し及び損害賠償を求めた事例である。

ロ 判決要旨

国税徴収法 47 条 1 項に基づく差押処分は、滞納者の所有する特定の財産につき、その名宛人である滞納者に対して、その譲渡や用益権設定等の処分を禁止する効力を有するものであるから、滞納者と他の者との共有に係る不動産につき同項に基づき滞納者の持分が差し押さえられた場合には、滞納者持分と使用収益上の不可分一体をなす持分を有する他の者についても当該不動産に係る用益権設定等の処分が制約を受け、その処分の権利が制限されることとなる。加えて、滞納者の持分が差し押さえられた土地に建物を新築するなど、当該不動産の価値を著しく減耗させる使用又は収益に関しては、滞納者のみならず、他の共有者についても国税徴収法 69 条所定の制限が及ぶこととなる。

以上に鑑みると、滞納者と他の者との共有に係る不動産につき滞納者の持分が国税徴収法 47 条 1 項に基づいて差し押さえられた場合における他の共有者は、その差押処分の法的効果による権利の制限を受けるものであって、当該処分により自己の権利を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者として、その差押処分の取消しを求めるとつき法律上の利益を有する者に当

たり、その取消訴訟における原告適格を有するものと解するのが相当である。

(熊本地裁平成23年3月23日判決(請求棄却・控訴)、〔控訴審〕福岡高裁平成23年12月22日判決(原判決一部取消し、訴え一部却下、控訴一部棄却・上告、上告受理申立て)、最高裁平成25年7月12日第二小法廷判決(上告棄却))

第10章 税理士制度

1 概要

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命としている。

税理士制度は、このような公共的使命を負っている税理士が納税義務者を援助することによって、納税義務を適正に実現し、これによって、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に資することを目的として設けられたものである。

昭和26年に税理士法が施行されて以来、税理士制度は時代の推移とともに変化する社会の要請に応じて、申告納税制度の定着と発展に寄与するとともに、納税義務の適正な実現、納税者に対する税知識の普及、国家財政の確保に大きな役割を果たしている。

なお、平成26年度税制改正において、納税環境整備の一環として申告納税制度の円滑かつ適正な運営に資するよう、税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から、税理士法が改正され、平成26年4月1日以降、順次施行されている。

2 税理士の登録等

税理士となる資格を有する者は、税理士試験合格者のほか、税理士法に定める一定の要件に該当する者として税理士試験を免除された者、弁護士（弁護士資格保有者を含む。）及び公認会計士（公認会計士資格保有者を含む。）である。

これらの者が税理士となるには、日本税理士会連合会に備える税理士名簿に登録を

受けなければならない。また、税理士は、税理士法人を設立することができ、税理士法人を設立した場合には、日本税理士会連合会に届け出なければならない。

税理士及び税理士法人でない者は、税理士業務を行うことはできず、これに違反すると罰則が適用される。ただし、国税局長・沖縄国税事務所長に対して通知を行った弁護士及び弁護士法人については、一定の条件の下で税理士業務を行うことができる。

税理士登録者数は、平成26年3月31日現在74,501人であり、このほか、国税局長・沖縄国税事務所長に通知することにより税理士業務を行っている弁護士は2,281人となっている。

（注）平成26年度税制改正における税理士法改正により、税理士となる資格を有する公認会計士は、公認会計士法に規定する実務補習団体等が実施する研修のうち、税理士試験の税法科目の合格者と同程度の学識を習得することができるものとして国税審議会が指定する研修を修了した公認会計士とすることとされた（平成29年4月1日以後に公認会計士試験に合格した者について適用）。

表29 税理士登録者数等の状況

	平成24年度末	平成25年度末
	人	人
税理士登録者数	73,725	74,501
通知弁護士数	2,139	2,281

（注）税理士登録者数は、日本税理士会連合会調べによる。

3 書面添付制度の普及に向けた取組

書面添付制度は税理士の立場を尊重し、

税務執行の円滑化・簡素化に寄与し、納税者全体のコンプライアンスの維持・向上に資するものであるとの観点から、国税庁はその普及・定着に努めている。

本制度の普及・定着のための取組として、平成21年7月から、記載内容の充実した添付書面について意見聴取した結果、実地調査の必要がないと認められた場合には、その旨を原則として文書により税理士等に通知することとした。また、平成22年7月からは、意見聴取した結果、調査の必要があると認められた場合においても、納税者への事前通知を行う前に、税理士等に意見聴取結果と「調査へ移行する」旨の口頭（電話）連絡を行うこととした。

なお、平成25年度の当該書面の添付割合（税理士の関与がある法人数のうち、当該書面の添付のある割合）は、8.1%となっている。

（注）書面添付制度は、税理士等が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項を記載した書面を申告書に添付することができ、この書面が添付されている申告書を提出した納税者にあらかじめ日時、場所を通知して税務調査を実施しようとする場合には、その通知前に、税務代理権限証書を提出している税理士に対し、添付された書面に記載された事項に関し意見を述べる機会を与えなければならないというものである（平成14年4月1日施行）。

表30 税理士法第33条の2に規定する書面の添付割合（法人税）

	平成24年度	平成25年度
書面添付割合	7.8%	8.1%

（注）平成25事務年度国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価書による。

4 税理士業務の適正な運営の確保

国税庁は、税理士業務の適正な運営の確保を図るため、税理士制度の運営に関する事務を所掌している。

このため国税庁は、税理士監理官、税理士専門官及び局署の総務課を中心として税理士等に対する指導監督を行っている。また、税理士の団体である税理士会及び日本税理士会連合会は、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、税理士に対する指導、連絡及び監督に関する事務等を行っている。さらに国税庁は、これらの団体に対する指導監督も行っている。

なお、平成25年度における税理士等に対する税理士法に基づく調査等件数は2,934件、平成25年度における税理士等に対する懲戒処分件数は50件となっている。